

伊佐市教育振興基本計画（案）



平成25年 月

伊佐市教育委員会

もくじ

はじめに

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 1 |

第2章 教育を取り巻く社会の動向

| | |
|------------------|---|
| 1 人口減少・超高齢社会の到来 | 2 |
| 2 情報通信技術（ICT）の進展 | 2 |
| 3 地方分権の進展 | 2 |
| 4 環境・資源問題の深刻化 | 2 |
| 5 地域コミュニティの希薄化 | 3 |

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

| | |
|-----------------|----|
| 1 児童生徒数の減少・学校規模 | 4 |
| 2 児童生徒の学力 | 6 |
| 3 児童生徒の体力 | 8 |
| 4 いじめなどの問題行動 | 10 |
| 5 不登校など | 11 |
| 6 特別支援教育 | 12 |
| 7 進路指導 | 14 |
| 8 情報教育 | 15 |
| 9 学校保健及び安全 | 16 |
| 10 学校給食 | 17 |
| 11 幼児教育 | 18 |
| 12 郷土教育 | 19 |
| 13 生涯学習 | 20 |
| 14 スポーツ振興 | 21 |
| 15 青少年の健全育成 | 22 |
| 16 開かれた学校 | 23 |

第4章 10年後を見据えた教育の姿

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 伊佐市教育の目標 | 24 |
| 2 伊佐市教育の基本方針 | |
| ①時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育 | 25 |
| ②社会の変化に柔軟に対応する教育 | 25 |
| ③学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力 | 25 |
| ④人・地域が活性化する交流の促進 | 26 |
| ⑤人権同和教育の推進 | 26 |
| 〔体系図〕基本目標(目指すべき姿)と基本計画(施策)の関連 | 27 |

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

| | |
|------------------------------|----|
| 1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実 | |
| ①確かな学力を身につける学校 | 28 |

| | |
|---------------------------------|----|
| ②いじめなどの問題行動への対応 | 29 |
| ③不登校などへの対応 | 30 |
| ④情報教育の推進 | 31 |
| ⑤特別支援教育の推進 | 32 |
| ⑥幼保小中高連携の推進 | 33 |
| ⑦開かれた学校の推進 | 34 |
| 2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成 | |
| ①たくましい気力や体力を培う学校 | 35 |
| ②スポーツ少年団活動・中学校部活動の活性化 | 36 |
| ③青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進 | 38 |
| ④家庭の教育力向上 | 38 |
| ⑤読書活動の推進 | 39 |
| ⑥学校保健及び安全の推進 | 40 |
| 3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興 | |
| ①市民講座・自主学習講座の活性化 | 41 |
| ②社会教育団体の支援 | 41 |
| ③自主文化活動支援 | 42 |
| ④社会教育と地域コミュニティとの連携 | 43 |
| ⑤市立図書館の活用 | 44 |
| 4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用 | |
| ①指定・無形文化財の保存・活用 | 45 |
| ②郷土民族芸能の継承 | 46 |
| ③歴史資料館の整備と活用 | 47 |
| ④郷土に対する関心や理解の深化 | 48 |
| ⑤海音寺潮五郎記念事業の実施 | 49 |
| 5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進 | |
| ①各種競技力の向上 | 50 |
| ②コミュニティスポーツクラブ支援 | 51 |
| ③市民体育祭・ふれあい駅伝・レクリエーション大会等の実施 | 52 |
| ④特色あるスポーツの振興 | 53 |
| 6 安全・安心な給食の提供 | |
| ①学校給食センターの円滑な運営 | 54 |
| ②食育の推進 | 55 |
| ③地産池消の推進 | 56 |
| 7 学校環境の整備推進 | |
| ①適切な学習環境整備のための中学校再編成の推進 | 57 |
| ②学校施設の安全対策と教育環境の整備 | 58 |
| ③魅力ある高校づくりの支援 | 59 |
| 8 人権同和教育の推進 | |
| ①人権問題への正しい認識と理解 | 60 |
| ②人権同和教育の充実 | 61 |
| 第6章 計画の実現に向けて | 62 |

はじめに

伊佐市は、平成20年11月に旧大口市と旧菱刈町が、合併により新たな都市としてスタートいたしました。熊本県、宮崎県に接し、周囲を九州山系に囲まれた盆地状の地形を成し、中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田が開けています。一年を通じて寒暖の差が大きい自然環境は、県内屈指の米どころとして大きな恵みを与えています。

また、日本一の金産出量を誇る菱刈鉱山もあり、さらに、湯之尾神舞や棒踊りなどの地域伝統芸能や行事の継承など文化活動が盛んです。

一方、本市を取り巻く社会経済状況は急激に変化してきており、少子高齢化への対応、地方分権の推進、高度情報化、生涯学習社会への対応などが、まちづくりの重要な課題となっています。

これから将来を担う子どもたちの教育は、厳しい現実社会の中で、たくましく生き抜く力を育むことが肝要です。そのためには、適度な不自由さの中で、耐性や規範意識を養い、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力を身につけることが大切です。

また、教育は学齢期の児童生徒のみならず、幼児から高齢者まで、それぞれが自らを日々更新させていく営みであることから、市民一人ひとりが豊かな人生を築き、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくり、いわゆる生涯学習の推進が重要となってきます。

今回の基本計画の策定にあたっては、「伊佐のふるさと教育」の推進として「地域と学び、未来に生かす人づくり」「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」という基本目標を掲げ、5つの基本方針で方向性を設定しています。

今後、本市教育委員会においてはこの計画に基づき、市民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、学校・家庭・地域・事業者間の連携を図りつつ、本計画の着実な推進に努めていきます。

平成25年3月

伊佐市教育委員会

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成23年3月、今後のまちづくりの指針となる「第1次伊佐市総合振興計画」を策定し、「大地の恵みを 人が奏でる だれやめの郷」をまちの将来像に掲げ、市政全般にわたる施策を体系的に構築しています。

教育行政においては、平成18年12月に改正された教育基本法の基本理念等を実現していくため、同法第17条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが、新たに規定されました。

この規定に基づき、国は、平成20年7月1日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。県においても、県内の教育の現状と課題等について慎重に審議を行い、平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を公表しました。

本市においては、第1次伊佐市総合振興計画を踏まえ、また、国・県の教育振興基本計画を参酌しながら、「伊佐市教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本として位置づけています。
- (2) 本計画は、第1次伊佐市総合振興計画の教育分野の活動計画であり、また、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、行政推進の過程において、社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。ただし、幼児教育や環境教育、食育、特別支援教育、コミュニティづくりなど教育委員会以外の課等と連携して行う施策についても必要に応じて言及しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年次とする10年間とします。

このうち前期事業計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年とし、基本目標に基づいて各部門別に具体的な事業計画を明らかにするものです。平成30年度以降の後期事業計画については、前期事業計画の進捗状況や学習指導要領の改訂等、国の動向、社会情勢等の変化、学校の実態等を踏まえ、改めて策定するものとします。

第2章 教育を取り巻く社会の動向

第2章 教育を取り巻く社会の動向

1 人口減少・超高齢社会の到来

わが国の総人口は、平成17年（2005年）から減少に転じており、これから本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしています。

このように人口減少や高齢化社会と言われているなか、熟年世代や若者、女性などすべての人が生涯にわたって様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮し、本市の活力を維持、拡大していくことが必要です。

2 情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）は、経済活動、医療、福祉、教育など私たちの生活のあらゆる場面への導入がさらに加速することが予測されます。

また、インターネット等により個人が直接、情報の収集や発信を行うなど、社会活動の基盤としての情報の重要性が増しています。

このような高度情報化の流れの中では、必要な情報を識別・活用するなど適切に対応できる能力の育成が必要となります。

3 地方分権の進展

現在、国と地方の役割分担や国の関与の在り方を見直し、地方のことは地方自らが決定する分権型社会への移行に係る議論が活発になってきています。

また、地方分権の進展及び経済社会情勢の変化への対応などを目的とした市町村合併が推進され、本市においても平成20年に旧大口市と旧菱刈町が合併し、伊佐市としてスタートしています。

このような地方分権化の流れの中では、それぞれの地方が特色を生かしつつ、また相互の連携を深めながら継続した発展を目指すことが必要であり、市民一人ひとりが、地域を知り地域を愛し、より良くしていこうとする態度を身に付けていくことは、これまで以上に重要となってきます。

4 環境・資源問題の深刻化

地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっており、これからは、限られた資源を有効に使いながら、環境に配慮した社会を築いていくことが必要です。

地球規模での持続可能な社会の構築を目指して、一人ひとりが環境・資源の問題を正しく

第2章 教育を取り巻く社会の動向

理解し、責任ある行動を実践していただくことが大切です。

5 地域コミュニティの希薄化

全国的な傾向として、核家族化や都市化の一層の進展により、子どもたちの生活において、地域社会との結びつきが弱まるなど、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化してきています。このような中、子どもが被害者となる犯罪や子どもが巻き込まれる事故など、子どもたちの安心・安全に関わる問題が発生しており、その防止に向けた対応が必要となっています。

また、家庭はもちろん地域の教育力の向上への期待感が高く、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの教育力を高めていくことができるような施策の展開が必要です。



地域の人たちとしめ縄づくりに挑戦する子どもたち

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

1 児童生徒数の減少・学校規模

【現状】

本市には、15校の小学校（うち、1校は休校中）と4校の中学校があり、平成24年度における児童生徒数は、1,968名と年々減少傾向にあり、この傾向は今後も続くと予測されています。

学校教育法施行規則第41条に小学校の学級数の標準は、12学級以上18学級以下、中学校においても同条が準用されるとあるため、中学校では6学級以上12学級以下が標準と考えられます。現在、本市の19校のうち15校（79%）が標準学級数未満の学校であり、小規模校が多いのが現状です。

また、本市ではへき地・小規模校教育連盟に平出水小・羽月西小・曾木小・針持小・南永小の5校が加盟しており、学校の特性を生かした教育が推進されるとともに、地域の文化センター的な機能も果たし、重要な役割を担っています。

一方、中学校においては、平成23年9月に「生徒にとってどうか」という視点を基本に据え、伊佐の生徒たちが「生きる力」を身につけ、互いに磨き合い、将来伊佐を誇りに思うことができるように、再編成を実施し「よりよい環境」を整えるために、伊佐市立中学校再編成実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しました。

実施計画における再編成の整備指針は、第1次再編成として大口中、山野中、大口中南を平成27年3月に閉校し、同年4月に新たに大口中中央中学校を開校することとし、また、この大口中中央中学校と菱刈中学校を平成47年4月を目途に閉校し、新たに伊佐中学校（仮称）を開校する二段階方式としています。

このように中学校の再編成については、一定の方向性を示していますが、小学校については、小学校の存在そのものが地域コミュニティの核となっていることから、今のところ議論されていない現状があります。

〔児童生徒数推移〕

H24.4.1現在

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大 口 小 | 438 | 438 | 429 | 444 | 440 | 451 | 437 |
| 大口東小 | 55 | 61 | 61 | 59 | 54 | 55 | 62 |
| 牛 尾 小 | 49 | 49 | 52 | 57 | 65 | 68 | 71 |
| 山 野 小 | 95 | 90 | 87 | 86 | 90 | 92 | 89 |
| 平出水小 | 20 | 21 | 20 | 20 | 18 | 17 | 19 |
| 羽 月 小 | 141 | 144 | 149 | 145 | 136 | 138 | 120 |
| 羽月北小 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 羽月西小 | 11 | 15 | 18 | 20 | 22 | 22 | 24 |

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

| 区 分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 曾木小 | 51 | 40 | 38 | 34 | 31 | 25 | 26 |
| 針持小 | 26 | 31 | 35 | 32 | 35 | 32 | 31 |
| 本城小 | 107 | 100 | 89 | 92 | 93 | 97 | 86 |
| 南永小 | 10 | 5 | 5 | 5 | 4 | 2 | 2 |
| 菱刈小 | 122 | 105 | 100 | 88 | 75 | 71 | 69 |
| 田中小 | 130 | 123 | 123 | 127 | 126 | 128 | 143 |
| 湯之尾小 | 85 | 80 | 77 | 81 | 77 | 76 | 70 |
| 小学校合計 | 1,340 | 1,302 | 1,283 | 1,291 | 1,267 | 1,275 | 1,251 |
| 大口中 | 223 | 257 | 264 | | | | |
| 山野中 | 74 | 84 | 76 | | | | |
| 大口南中 | 138 | 128 | 110 | | | | |
| 大口中央中 | | | | 445 | 455 | 444 | 451 |
| 菱刈中 | 193 | 241 | 247 | 245 | 230 | 212 | 204 |
| 中学校合計 | 628 | 710 | 697 | 690 | 685 | 656 | 655 |
| 合計 | 1,968 | 2,012 | 1,980 | 1,981 | 1,952 | 1,931 | 1,906 |

【課題】

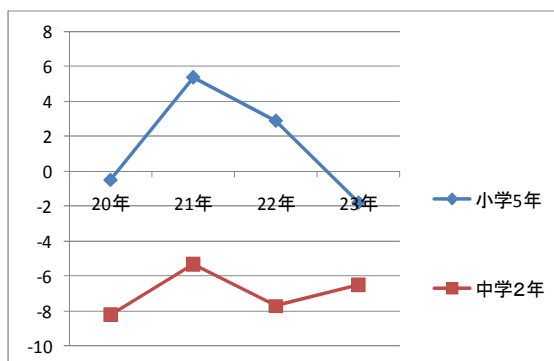
- 平成27年度に、大口中、山野中、大口南中の3校を閉校し、大口中央中学校として再編することが決定しており、新しい中学校のスムーズな開校に向けた準備が喫緊の課題です。
- 複式学級が増える傾向にあることから、複式学級においては間接指導と直接指導を組み合わせ、授業の充実を図るために、学習過程を工夫することやICT機器の活用が必要になります。
- 小学校の児童減少の動向を見極め、学校施設の維持費、教育設備費なども考慮し、今後の小学校の在り方について、コミュニティ協議会をはじめとする地域の方々との話し合いが必要になります。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

2 児童生徒の学力

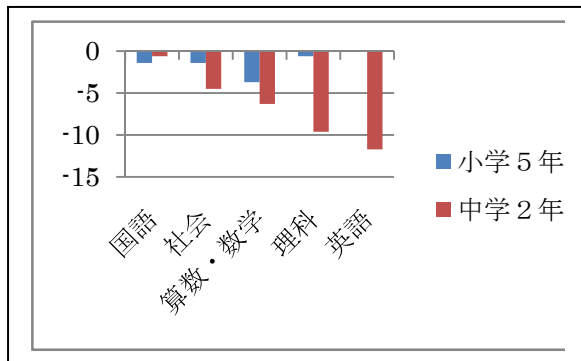
【現状】

- 平成20年度から23年度の4年間における基礎・基本定着度調査における市平均通過率と県平均通過率との差の推移
 - ・ 小5は国社算理の4教科の平均、中2は国社数理英の5教科の平均
 - ・ 県平均を0とした場合



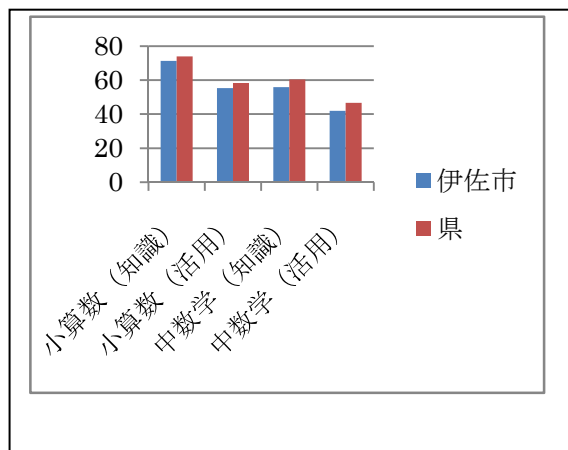
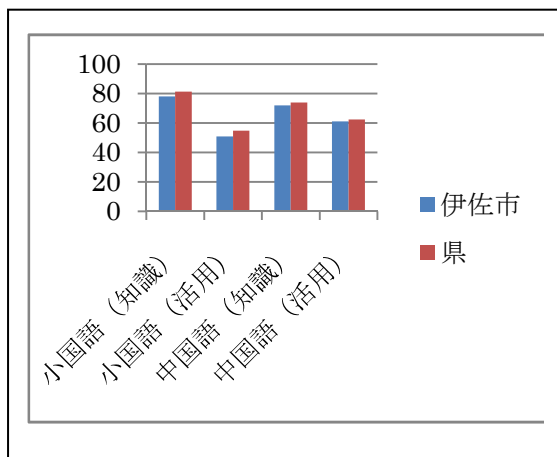
基礎・基本定着度調査における小5、中2の結果から、県の平均と比べますと、小学校段階での学力は概ね安定しています。中学校の段階では、改善はされつつありますが県平均を下回っています。

- 平成23年度基礎・基本定着度調査における各教科別の市平均通過率と、県平均通過率との比較
 - ・ 県平均を0とした場合



教科別に見ると、小学校では、算数・社会が十分とは言えず、中学校では、特に理科と英語の学力が落ち込んでいます。

- 平成24年度全国学力・学習状況調査における各教科内容別の市平均通過率と県平均通過率との比較



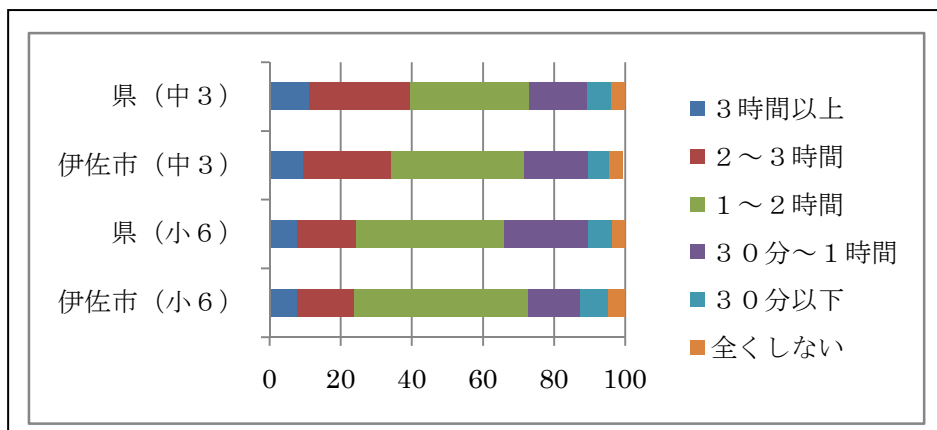
第3章 伊佐市の教育の現状と課題

平成24年度の全国学力・学習状況調査においては、基本的な知識を問う問題、知識を活用する問題ともに、5ポイントの範囲内であり「全体的な平均と同傾向、同水準」と評価できますが、全般を通して、知識を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などに課題があります。

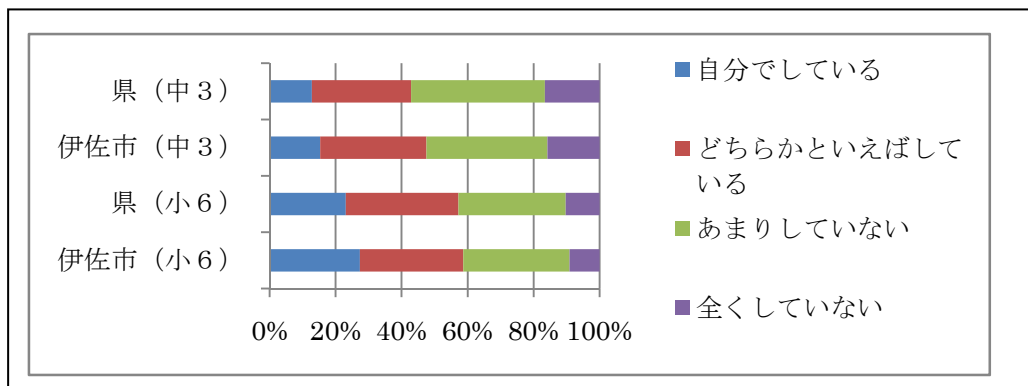
また、小・中に通じて学習意欲の低下や、学習習慣が確立していない状況が見られます。

平成24年度全国学力・学習状況調査における家庭学習の状況

○ 平日の家庭での学習時間



○ 自分で学習計画を立てて勉強していますか



家庭学習への取組は、児童生徒ともに、8～9割の子どもが学校の宿題を中心に取り組んでいますが、学習時間の不足や、自分で目標を決め、主体的に家庭学習に取り組む姿勢は十分に育ってはいません。

【課題】

- 児童生徒の学習意欲や課題意識を高めるための指導法の改善に努める必要があります。
- 基礎学力の定着を図るための指導力の向上や家庭学習の習慣化を図ることが大切です。
- 一斉指導やグループ学習の中で主体的に学べる児童生徒をさらに育成する必要があります。
- 小中学校の連携した取組の充実とその推進を図らなければなりません。
- 特別支援教育の十分な指導体制を確保し、一人ひとりのニーズに合った教育を推進することが大切です。
- 身に付けた知識や技能を実生活で活用するための「活用力」の育成を図る必要があります。

第 3 章 伊佐市の教育の現状と課題

3 児童生徒の体力

【現状】

＜平成24年度 体力・運動能力調査＞

種目別記録の市平均と県・地区平均との比較【平成24年度】

※記録の値は小数第一位（四捨五入）で表示

県・地区の平均に劣る▽ 県・地区両方の平均に劣る▼

【小学校 5 年生】

| 種 目 | 男 子 | | | 女 子 | | |
|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|-----------|
| | 県 | 地 区 | 伊 佐 市 | 県 | 地 区 | 伊 佐 市 |
| 握 力 | 16.7kg | 16.2kg | 16.6kg ▽ | 16.3kg | 16.1kg | 16.1kg ▽ |
| 上 体 起 こ し | 18.7回 | 17.7回 | 19.0回 | 17.4回 | 16.8回 | 17.2回 ▽ |
| 長 座 体 前 屈 | 31.1cm | 29.4cm | 30.0cm ▽ | 34.7cm | 34.2cm | 32.8cm ▼ |
| 反 復 横 と び | 38.9点 | 38.1点 | 39.7点 | 37.3点 | 35.6点 | 39.3点 |
| シャトルラン | 47.2回 | 48.5回 | 52.6回 | 38.7回 | 38.3回 | 41.9回 |
| 50m走 | 9.5秒 | 9.5秒 | 9.4秒 | 9.7秒 | 9.7秒 | 9.4秒 |
| 立 ち 幅 跳 び | 149.1m | 147.3m | 150.4cm | 143.2m | 142.4m | 139.6cm ▼ |
| ソフトボール投げ | 24.1m | 23.0m | 23.3m ▽ | 15.1m | 15.2m | 14.9cm ▼ |

【中学校 2 年生】

| 種 目 | 男 子 | | | 女 子 | | |
|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|
| | 県 | 地 区 | 伊 佐 市 | 県 | 地 区 | 伊 佐 市 |
| 握 力 | 29.3kg | 29.0kg | 33.9kg | 24.1kg | 24.0kg | 24.0kg ▽ |
| 上 体 起 こ し | 28.5回 | 30.2回 | 26.9回 ▼ | 22.1回 | 22.2回 | 22.3回 |
| 長 座 体 前 屈 | 45.1cm | 47.9cm | 41.4cm ▼ | 46.1cm | 50.0cm | 41.8cm ▼ |
| 反 復 横 と び | 46.9点 | 44.7点 | 52.8点 | 41.3点 | 39.0点 | 45.5点 |
| シャトルラン | 84.9回 | 85.1回 | 78.9回 ▼ | 58.1回 | 58.3回 | 57.8回 ▼ |
| 50m走 | 8.2秒 | 8.1秒 | 8.0秒 | 9.0秒 | 8.8秒 | 8.9秒 ▽ |
| 立 ち 幅 跳 び | 193.4m | 194.5m | 195.0cm | 166.8m | 168.1m | 167.6cm |
| ソフトボール投げ | 23.6m | 24.7m | 20.8m ▼ | 13.2m | 12.8m | 13.9cm |

- 体力・運動能力調査結果によると、全体的に県・地区と同レベルであると言えます。「反復横とび」は小・中学校とも県・地区平均を上回っています。
- 小・中学校ではすべての学校において体力づくりの全体計画及び年間指導計画を作成し、教科体育を充実させたり、教科外体育で一校一運動に取り組んだりして、体力向上を図っています。
- 「チャレンジかごしま」に全小学校で目標に向かって意欲的に取り組んでいます。特に「長縄エイトマン」を市陸上記録会の全員参加の種目としています。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

<各学校における山坂達者推進のための活動状況>

| 学校名 | 実施状況【 】はキャッチフレーズ |
|--------|--|
| 大口小学校 | 【たくましい心と体を城山で育む大口小の子】 粘り強い心とたくましい体を育てるために城山ランニングを行っている。ドングリ拾いや虫とりなど通して自然を体感している。 |
| 大口東小学校 | 【めざせ鉄人!大口東トライアスロン】 朝のかけ足・持久走・縄跳び・一輪車・竹馬・1000m遠泳の結果を基に、3月に認定書(トライアスロン大賞)を発行している。 |
| 牛尾小学校 | 【牛尾小「556」に挑戦。めざせ264周!!】 持久走大会に向けて毎朝7時55分から6周走ろうとする取組です。全校児童44名の合計である264周を目標と頑張っている。 |
| 山野小学校 | 【サーキットトレーニングで楽しい体力づくり】 毎朝の体力づくりや業間体育、教科体育の準備運動で校庭の施設(4/初級・中級・上級を設定)を使ったサーキットトレーニングを行っている。 |
| 平出水小学校 | 【地域の自然を感じて走る平出水っ子】 学校裏の農道を「山坂達者コース」に設定し、体育の授業や全校体育の時間に活用している。 |
| 羽月小学校 | 【走れ!跳べ!たくましき羽月っ子】 始業前に学年ごに応じた距離を走り、その後「チャレンジかごしま」の種目の馬跳びと持久跳びをしている。 |
| 羽月西小学校 | 【がんばり坂を駆け抜ける羽月西っ子】 学校の裏山の坂道を「がんばり坂」と名づけ、仲良し体育の時間に全校児童でこの坂を走ることに取り組んでいる。 |
| 曾木小学校 | 【So never Give up曾木っ子】 朝の体力づくりで1・2学期はフルマラソン、3学期はなわとびに全児童「So never Give up」を合い言葉と頑張っている。 |
| 針持小学校 | 【心もたくましくチャレンジ針持小】 朝の時間に学期ごとに運動種目「竹馬・持久走・縄跳び・一輪車」を重点化して体力づくりに取り組んでいる。 |
| 本城小学校 | 【なわとび名人目指して頑張る本城っ子】 進級表を利用して朝や昼休み等になわとび運動に取り組んでいる。月回は検定を行っている。 |
| 南永小学校 | 【目指せ!全員クリアーで一輪車名人!!】 朝のかけ足・一輪車・なわとびの運動を中心に、気力・体力向上に取り組んでいる。一輪車運動は全員乗れるようになってきている。 |
| 菱刈小学校 | 【心豊かでたくましい山坂達者な菱刈子の育成】 朝の自主運動や業間の仲良し体育で、ボールなどの体育用具や固定施設を使った運動・かけ足・縄跳びなどに取り組んでいる。 |
| 田中小学校 | 【地域ので心キラキラ田中っ子】 持久走大会に県下一周間伊佐チーム7名の選手に来ていただき、伴走やアドバイスをいただいている。 |
| 湯之尾小学校 | 【個人の目標めざして走れ!跳べ!】 朝のかけ足と縄跳び運動に個人目標をもち、精力的に取り組んでいる。 |
| 大口中学校 | 【徒歩遠行でのふるさと探訪大口中】 校区内の史跡巡り(忠元公園・郡山八幡神社・曾木発電所遺構等)を徒歩で行う「ふるさと探訪」を行っている。 |
| 山野中学校 | 【気力・体力を鍛え活気あふれる山野中】 気力・体力を鍛えるために早朝ランニングや十音池までの遠足、校内ロードレース大会に取り組んでいる。 |
| 大口南中学校 | 【体育の前にトレーニング大口南中】 体育授業開始前5分間で生徒が自主的に体力づくり(校庭2周走り、ラジオ体操、腕立て伏せ・腹筋・背筋・ジャンプ各20回)を行っている。 |
| 菱刈中学校 | 【1年生全員で栗野岳登山 菱刈中】 1年生全員で気力・体力を鍛えるために56段もある日本一の枕木階段のある栗野岳登山を実施している。 |

【課題】

- 体力・運動能力調査結果を生かした体力向上に取り組む必要があります。また、体力向上に関する研修会等を充実させる必要があります。
- 教科体育では、共通実践項目等を設定したり、1単位時間の学習過程等の作成や運動量確保を目指した授業の展開が必要です。
- 教科外体育では、すべての学校で一校一運動に取り組んでいます。児童生徒の主体的な取組にまでは至っていません。
- 家庭・地域との連携については、啓発だけに終わってしまい、実際に効果的に行われているかが把握できていません。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

4 いじめなどの問題行動

【現状】

いじめの発生件数は、近年横ばいの状況にあります。しかし、平成24年度いじめによる自殺について全国的な注目が集まる中、軽微な事例も把握し解決に努めるという県の方針のもと、大幅に発生件数が上がるようになります。

本市では、年度により問題行動の件数が上がるなどする傾向にあり、その内容も非常に重い事例が発生しています。

○ いじめの発生件数

| | H19 | | H20 | | H21 | | H22 | | H23 | |
|-----|-----|----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|
| | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 |
| 小学校 | 329 | 4 | 127 | 0 | 189 | 1 | 139 | 0 | 125 | 2 |
| 中学校 | 399 | 8 | 318 | 2 | 244 | 0 | 176 | 0 | 142 | 1 |
| 合計 | 728 | 12 | 445 | 2 | 433 | 1 | 315 | 0 | 267 | 3 |

○ 暴力行為発生件数

| | H19 | | H20 | | H21 | | H22 | | H23 | |
|-----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|
| | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 |
| 小学校 | 2 | 0 | 1 | 0 | 8 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 34 | 2 | 70 | 2 | 40 | 0 | 39 | 4 | 43 | 1 |
| 合計 | 36 | 2 | 71 | 2 | 48 | 0 | 41 | 4 | 43 | 1 |

○ その他問題行動の件数

| H19 | | H20 | | H21 | | H22 | | H23 | |
|-----|---------------------|-----|----------|-----|-----------------------|-----|---------------------------------|-----|---|
| 件数 | 種別 | 件数 | 種別 | 件数 | 種別 | 件数 | 種別 | 件数 | 種別 |
| 4 | 無免許運転 家出 自転車盗 | 2 | 窃盗 家出 | 9 | 万引き 家出、薬物 窃盗、喫煙 | 5 | 単車窃盗 無免許運転 落書き 家出、無断外泊 | 7 | 家出、自動車窃盗 教師とのダブル 備品へのいたずら 施設へのいたずら |

【課題】

- 共通実践事項の共通理解のため、積極的な生徒指導の推進が必要です。

<小学校>

- ・ 自ら元気なあいさつをする。
- ・ ていねいな言葉遣いをする。
- ・ 物を大切にする。（整理整頓、後始末）

<中学校>

- ・ 形に見える生徒指導の推進（規範意識の醸成）
- ・ その場指導の徹底
- ・ ボランティア教育の推進（気づき・考え・実行できる行動力を育てるための活動の実施）

- 日常的な状況把握の徹底と早期発見・早期対応のための指導体制の整備を継続的に行っていかなければなりません。

- 基本的な生活習慣を確立することが必要です。（決めた時間に自ら起きる。家庭での決まった役割）

- 保護者との連携を図る必要があります。（自動車での送迎の問題など）

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

5 不登校など

【現状】

不登校児童生徒（30日以上欠席）は、5年前に比べて減少傾向にありますが、ここ3年間は横ばいの状況です。中学1年生で急に増加するように見られますが、小学校における不登校傾向の児童が、潜在的に存在しているため、小学校段階からの対応が重要です。

不登校の原因としては、友人関係のトラブルや学力不振、無気力などがあげられます。最近の研究から、特別支援教育の視点から発達障害の二次障害が現れているケースも考えられます。そのため、障害によって人間関係の構築が苦手であったり、学習が困難であったりする児童生徒にとっては、早期の発達障害の認知と適切な対応を行うことが必要です。

- 不登校児童生徒数 ※（ ）内は全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合（％）

| | H19 | | H20 | | H21 | | H22 | | H23 | |
|-----|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 | 県 | 市 |
| 小学校 | 272 (0.28) | 5 (0.32) | 279 (0.29) | 6 (0.40) | 219 (0.23) | 3 (0.21) | 235 (0.25) | 1 (0.07) | 223 (0.24) | 2 (0.14) |
| 中学校 | 1,369 (2.58) | 29 (3.57) | 1,378 (2.69) | 24 (3.03) | 1,371 (2.74) | 20 (2.65) | 1,297 (2.68) | 15 (2.19) | 1,275 (2.68) | 13 (1.93) |
| 合計 | 1,641 (1.09) | 34 (1.45) | 1,657 (1.12) | 30 (1.32) | 1,590 (1.09) | 23 (1.06) | 1,532 (1.08) | 16 (0.76) | 1,498 (1.07) | 15 (0.73) |

- 不登校児童生徒の内訳

| 年度 | 小1 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 | 中1 | 中2 | 中3 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| H19 | | 2 | | 3 | | 1 | 12 | 5 | 11 | 34 |
| H20 | | | 2 | | 4 | | 7 | 11 | 6 | 30 |
| H21 | | | | 2 | | 1 | 6 | 5 | 9 | 23 |
| H22 | | | | | 1 | | 3 | 7 | 5 | 16 |
| H23 | | | 1 | | | 1 | 2 | 5 | 6 | 15 |

- 不登校・不登校傾向の児童生徒数の月別推移

| | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 小学校 | H23 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| H22 | | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| H21 | | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| H20 | | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 8 |
| H19 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| 中学校 | H23 | 11 | 13 | 15 | 15 | 13 | 13 | 14 | 14 | 15 | 17 | 13 |
| | H22 | 5 | 10 | 11 | 11 | 15 | 15 | 16 | 17 | 18 | 17 | 17 |
| | H21 | 15 | 15 | 17 | 17 | 19 | 23 | 24 | 23 | 24 | 25 | 25 |
| | H20 | 16 | 19 | 20 | 21 | 25 | 23 | 24 | 24 | 26 | 27 | 28 |
| | H19 | 9 | 13 | 18 | 19 | 22 | 25 | 25 | 26 | 28 | 32 | 32 |

【課題】

- 教育相談員がコーディネーター的活動を行い、関係機関との連携を充実させる必要があります。
- 適応指導教室「ふれあい教室」（菱刈校・大口校）の指導を充実させなければなりません。
- スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業の効果的運用により生徒指導上の課題を抱える児童生徒を支援する必要があります。
- 日常の状況把握の徹底と早期発見・早期対応のための指導体制の整備を図る必要があります。
- 特別支援教育の視点から、発達障害の早期把握と適切な支援を行う体制の整備を図る必要があります。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

6 特別支援教育

【現状】

本市においては、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、就学前及び就学後における適切な就学教育相談を推進するとともに、各学校における校内支援体制や教育環境の整備を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図っています。また、関係機関との連携を図るとともに、教職員や保護者等に特別支援教育に対する理解や啓発を図っています。

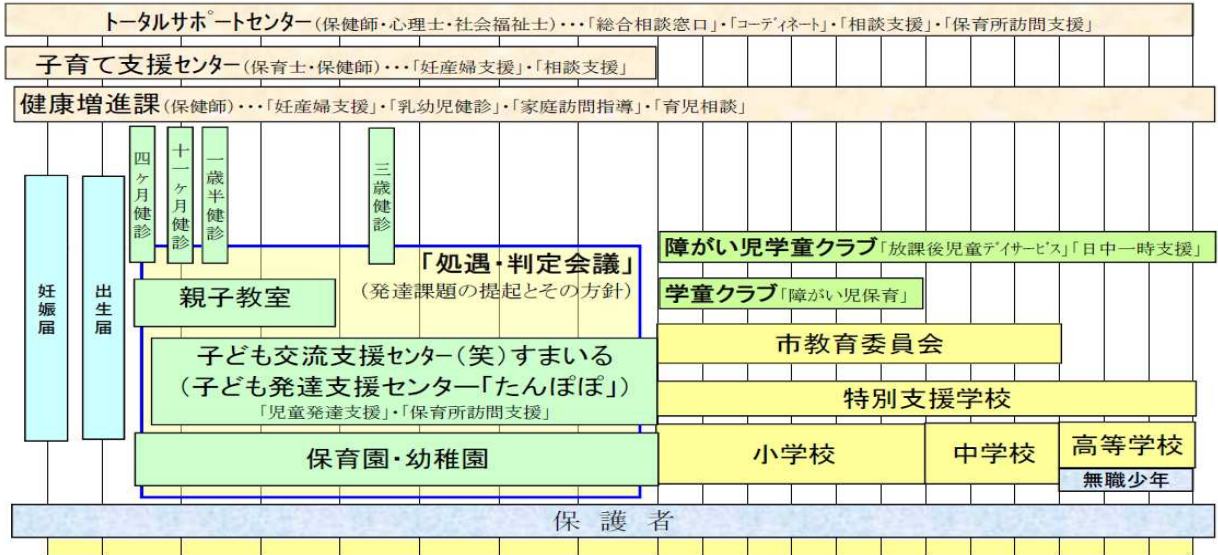
○ 本市における小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室設置状況（H23年度）

| | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----|-----------|
| ＜特別支援学級の設置＞ | | | |
| 小学校9校 | 12学級（知的8、自閉症・情緒4） | ・・・ | 在籍児童計 31名 |
| 中学校4校 | 4学級（知的4） | ・・・ | 在籍生徒計 12名 |
| ＜通級指導教室の設置＞ 自校通級25名、他校通級22名 | | | |
| 小学校1校 | 2教室（言語1、LD*・ADHD*1） | | |
| ＜特別支援教育支援員の配置＞ | | | |
| 幼稚園 | 1園 | 1名 | |
| 小学校 | 13校 | 16名 | |
| 中学校 | 4校 | 5名 | 合計 22名 |

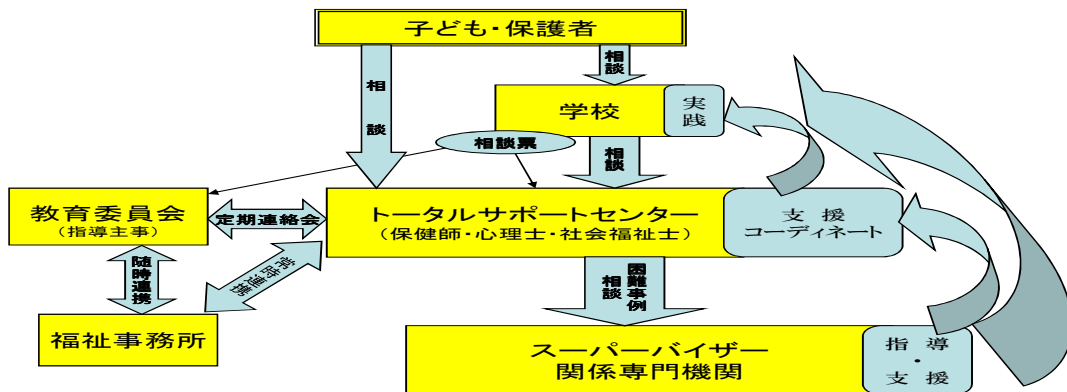
- 就学指導の状況
 - ・ 市就学指導委員会（年3回：5月・11月・2月）
 - ・ 市就学教育相談（年1回：8月）
- 関係機関等との連携
 - ・ 特別支援連携協議会（年5回：[全体会]5月・2月[専門部会]7月・9月・11月）
 - ・ 療育機関との連携（市子育て支援システム研修会[5月]・就学を考える会[8月]・公開療育[10月]）
 - ・ トータルサポートセンターとの情報交換会（月2回）
 - ・ 巡回相談（出水養護学校との連携）[H23年度実績：8小学校20回、4中学校5回]
- 特別支援教育に係る研修会の開催
 - ・ 市特別支援教育支援員研修会（年1回：4月）
 - ・ 市特別支援教育セミナー（年3回：5月・8月・11月）
 - ・ 市WISCⅢ講習会（年1回：7月）
- 本市独自の移行支援シート及び個別の教育計画ファイルの作成・活用
 - ・ 本市独自の移行支援シートを作成し、活用しています。
 - ・ 本市独自の個別の教育支援計画及び指導計画、作成の手引き、様式記入例を作成し、活用しています。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

- 子育て支援システムの確立
 - ・ 「日本一子育てにやさしいまちづくり」をめざし、地域・医療・福祉・保健・教育分野が連携することで一貫した子育て支援システムを構築し、安心して子育てができる環境の整備を図っています。



- ・ トータルサポートセンター（まるっと相談室）との相談支援の流れを確立しています。



【課題】

- インクルーシブ教育※システム構築に向けての特別支援教育の充実を図る必要があります。
- 市就学指導委員会の運営方法を改善していく必要があります。
- 本市独自の個別の教育計画及び移行支援シートの改善・活用システムを確立しなければなりません。
- 特別支援教育の視点を取り入れた授業を充実する必要があります。

※LD(学習障害)・・・基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

※ADHD(注意欠陥多動性障害)・・・年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※インクルーシブ教育・・・障がい者が差別を受けることなく、障がいのない人と共に生活し、共に学ぶ教育

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

7 進路指導

【現状】

中学卒業後の状況は、ほとんどの生徒が進学し、約8割の生徒は市内の高校に進学しています。各学校では、社会科見学や職場体験学習等の活動を通して、児童生徒一人ひとりが学ぶことの意義や必要性を実感するとともに、自分の生き方について考え、主体的に自己の進路を決定できるようにするために発達段階に応じた進路指導を推進しています。また、地域の高等学校もそれぞれの特色を活かし、魅力ある高校づくりの推進に取り組んでいます。

- 全ての中学校の2年生又は3年生で、2～4日間の職場体験学習を行っています。
- 職場体験学習の推進においては、各学校で学習先の職場の依頼等を行っており、各校で連携をとって進めています。



職場体験の様子

【課題】

- 児童生徒にとって望ましい勤労観や職業観を育成する必要があります。
- 発達段階、系統性を踏まえた進路指導計画の見直しを図る必要があります。
- キャリア教育※推進のための教職員の指導力の向上を図る必要があります。
- 中学校の職場体験学習においては、各教科との関連を明確にするとともに、3年間を見通した体系的な取組を推進する必要があります。
- 効果的な職場体験学習の推進を図るために、現在の職場体験学習支援者会議をさらに充実させ、市全体で推進体制づくりを進めていく必要があります。

※ キャリア教育・・・児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育

第 3 章 伊佐市の教育の現状と課題

8 情報教育

【現状】

本市の情報教育に関して、施設面では、各学校のパソコン教室に児童生徒用パソコンと教師用パソコンを配置しています。また、全校にインターネットが接続されています。

研修の面では、年3回「伊佐市ICT機器活用推進担当者会」を実施し、ICT機器活用頻度の向上に努めています。各学校では、学校ホームページ又は学校ブログを作成し、学校の様子などを記事にして、情報発信を随時行っています。

| 番号 | 学校名 | ブログタイトル | URL |
|----|------|--------------|---|
| 1 | 大口小 | 大口小学校 | http://ookuchi.synapse-blog.jp/ookuchi/ |
| 2 | 大口東小 | 東っ子ブログ | http://ookuchihigashi.synapse-blog.jp/2012/ |
| 3 | 牛尾小 | 牛尾小学校ブログ | http://ushiosyou.synapse-blog.jp/ |
| 4 | 山野小 | 山野小学校にこにこブログ | http://yamanoes.synapse-blog.jp/ |
| 5 | 平出水小 | もみの木 | http://hiraizumies.synapse-blog.jp/ |
| 6 | 羽月小 | 伊佐市立羽月小学校 | http://hatsuki.synapse-blog.jp/ |
| 7 | 羽月西小 | 羽月西ブログ | http://hatsunishi.synapse-blog.jp/ |
| 8 | 曾木小 | 伊佐市立曾木小学校 | http://www5.synapse.ne.jp/es-so/ |
| 9 | 針持小 | 針持小学校ブログ | http://eshari.synapse-blog.jp/ |
| 10 | 本城小 | 伊佐市立本城小学校 | http://honjyou.synapse-blog.jp/isa/ |
| 11 | 南永小 | 伊佐市立南永小学校ブログ | http://kankonoki.synapse-blog.jp/nagaike/ |
| 12 | 菱刈小 | 菱刈っ子日記 | http://hishikari.blog45.fc2.com/ |
| 13 | 田中小 | さくらんまん | http://blog.canpan.info/tanaka-blog/ |
| 14 | 湯之尾小 | ようこそ湯之尾小学校へ | http://yunoo00.synapse-blog.jp/ |
| 15 | 大口中 | 伊佐市立大口中学校 | http://ookuchicyuugaku.synapse-blog.jp/ |
| 16 | 山野中 | 山野中ブログ | http://yamanotyuu.synapse-blog.jp/ |
| 17 | 大口南中 | 大口南中学校 | http://www5.synapse.ne.jp/jh-o-m/ |
| 18 | 菱刈中 | 伊佐市立菱刈中学校 | http://www4.synapse.ne.jp/hishikari-jh/ |

- 平成24年度に、電子黒板（IWB）を小学校4校に配置し、取扱い説明会を実施した上で、広くICT機器活用推進を市内の学校に呼びかけています。
- ホームページよりページ更新が比較的簡単なブログへの変更を図り、学校ブログの作成率を平成24年度中に100%にし、定期的な更新の体制を整備しています。
- 本市の情報セキュリティポリシーを作成し、情報モラルの意識高揚を図っています。
- 平成24年度に、大口中学校で市指定「情報モラル教育」研究公開を実施し、各校での「情報モラル教育」推進の啓発を行っています。

【課題】

- ICT機器活用状況を定期的に把握することにより、積極的な活用の推進が必要です。
- 「伊佐市ICT機器活用推進担当者会」の担当者を中心に、推進教員の育成と各校へ派遣する体制づくりを図る必要があります。
- 電子黒板（IWB）を、全校・全学級に整備するために、平成24年度導入した4校での積極的な活用を推進し、他校へのICT機器活用を推進する必要があります。
- 平成32年までに、子ども1人1台のタブレットパソコン（TPC）及び全教室のネット環境の整備と電子黒板（IWB）の配置を行うという国が示したフューチャースクールモデルへ近づけることが大切です。
- 市の情報セキュリティポリシーをもとに、各学校でのセキュリティポリシーを作成することにより、情報モラルのさらなる意識高揚を啓発しなければなりません。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

9 学校保健及び安全

【現状】

児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力を培うことができるよう、学校教育活動全体を通じて、具体的かつ適切な健康教育・安全教育に努めています。その際は、各関係機関との連携の充実を図ることが大切です。

- 学校においては、健康診断やう歯等の疾病の治療、保健指導などの保健管理、保健教育の充実を図っています。また、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を計画的に実施し、健康教育の充実を図っています。
- 児童生徒の健康生活を育成するために、学校を中心に、家庭・地域・関係機関（学校保健会、保健所、学校医等）との連携に努めています。
- 小・中学校の児童生徒が事故等に遭遇している状況を示す指標として、過去5年間の件数を示しました。

＜事故発生の状況＞

| 年 度 | 1 9 | 2 0 | 2 1 | 2 2 | 2 3 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 負 傷 ・ 疾 病 | 1 1 8 | 1 2 3 | 1 1 7 | 1 2 2 | 1 0 0 |
| 死 亡 ・ 障 害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 管 理 下 外 の 死 亡 事 故 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

学校管理下の事故発生件数（独立行政法人日本スポーツ振興センター給付分）

- 学校の施設設備、遊具及び通学路等の点検・整備、学校・家庭・地域・関係機関と連携した組織的な活動などの安全管理体制の充実に努めています。
 - ・ 校区安全マップ集作成
 - ・ 通学路の合同点検（学校、保護者、地域住民、警察、道路管理者、教育委員会）
 - ・ 薬物乱用防止と防犯教室講習会（警察）
 - ・ 事故防止対策連絡会（学校、保護者、消防、警察、地域コミュニティ、教育委員会）

【課題】

- 児童生徒の健康的な生活習慣の確立及び多様な健康問題への適切な対応が必要です。
- 体育・部活動中、休み時間中の事故の発生件数が多いことから、活動中の約束事やルールの学習を充実させ、運動や遊びの中で児童生徒の危険予知能力を育てていくことが必要です。
- 登下校中の飛び出しや下校後の自転車等による事故は依然として多発していることから、これまでの事業を充実するとともに、交通事故、水難事故、防犯訓練等を含めた安全指導研修会の更なる工夫充実を図り、各学校の安全指導に役立てていくことが必要です。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

10 学校給食

【現状】

本市の学校給食は、大口地区は共同調理場で、菱刈地区は5つの学校の単独調理場で実施されていましたが、施設・設備の老朽化や国の定める学校給食衛生管理基準の改正等により施設の改善が必要となり、市内のすべての小・中学校を対象に新しい学校給食センターが建設され、平成23年4月から稼動しています。

現在、小学校14校、中学校4校、幼稚園1園、子ども発達支援センターたんぼぼに、1日約2,400食を提供しています。

学校給食センターの運営については、新しい設備での適切で厳正な衛生管理のもと、栄養バランスの取れた安全でおいしい給食の提供に努めています。

近年、社会環境や家庭生活が大きく変化するなか、児童生徒を取り巻く「食生活」も多様化し、朝食欠食、孤食、偏った栄養摂取、肥満傾向の増加など、食に起因する新たな健康問題が引き起こされています。さらに、好き嫌いによる残食や食物アレルギーの子どもへの対応などさまざまな課題を抱えています。

学校給食の食材については、伊佐米（ヒノヒカリ）、金山ねぎ、かぼちゃ、ごぼう等の地場産物を積極的に活用しています。しかし、地場産の野菜の活用については、気象条件に左右されやすいこと、生産者の確保、安定的な量の確保などさまざまな課題があります。

【課題】

- 児童生徒を取り巻く「食生活」の多様化や食物アレルギーの児童生徒への対応が必要です。
- 地場産物の安定的な量の確保を図る必要があります。



学校給食センター

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

11 幼児教育

【現状】

幼児期は、人間としての健全な発達や社会に適應する能力の基礎を培う、極めて大切な時期であり、生活習慣・規範意識をはじめとする社会性と自立性を育む適切な教育を行う必要があります。しかしながら、核家族化や近年の少子化の進行などにより、過保護や過干渉、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、家庭における教育の問題は、幼児の成長に大きく影響するようになり、新たな課題となってきました。

- 適切な環境の中で、多様な生活体験を通して、豊かな感性や創造性、たくましい気力を育み、生きる力の基礎を培う保育の実施に努めています。
- 異年齢のふれあい活動を重視しています。
- 特別支援教育のネットワーク強化の中で、気になる子どもの情報交換、特別支援教育に係る研修会への参加などを通して幼稚園、保育所、小・中学校との連携を進めています。
- 市立本城幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的に、幼児の健やかな成長のために設置しています。毎年、40人前後の入園者があり、地域における幼児教育の一端を担っています。

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|------|------|------|------|
| 入園者数 | 39人 | 37人 | 43人 |



市立本城幼稚園の園児たち

【課題】

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の効果的な推進を図らなければなりません。
- 研修を通じた幼稚園教員の資質向上が必要です。
- 療育との連携をもとにした、障害のある幼児など特別な支援を必要とする幼児の指導の充実が大切です。
- PTA等の組織を活用した家庭教育充実のための取組が必要です。
- 市立本城幼稚園は、本城小学校校長が園長を兼務しており、管理体制の見直しが急務となっています。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

12 郷土教育

【現状】

急速に進むグローバル化の中で、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが重要な課題となっています。また、身近な地域社会の課題の解決にその一員として自ら主体的に参画し、地域社会の発展に貢献しようとする意識や態度を育む教育の充実が求められています。

本市においても各学校で郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績や生き方について学ぶ活動の充実を図り、伊佐市の歴史と文化のよさを継承し、魅力を伝える人材の育成に努めています。



湯之尾神舞

- 各学校では、教科等の授業、道徳、総合的な学習の時間等を通して、それぞれの地域や学校の特色を生かした教育活動を行っています。
 - ・ 地域の伝統的な芸能の継承や発表
 - ・ 伝統的な産業と民俗の学習及び体験的な学習
 - ・ 郷土の先人に学ぶ活動
 - ・ 地域の自然の調査・見学
- 伊佐市に誇りをもち、未来を切り拓く子どもたちを育てるために、教職員が伊佐市の歴史や文化、伝統等への理解を深め、教育実践に生かせるよう体験的な研修の場を設けています。
 - ・ 市教職員「伊佐のふるさと」フィールドワーク（7月）
 - ・ 伊佐の教師ふるさと塾（8月）
- 本市は、豊かな自然と歴史、文化を併せもつ教育資源に恵まれた地域で、それらを活用した郷土教育を推進しています。

【課題】

- 地域の伝統文化の継承について、地域の方々や関係機関との連携を図り、継承できる環境づくりと後継者の育成が必要です。
- 郷土の教育的伝統や風土を生かした教育活動を展開する中で、生涯学習の観点に立った心豊かで生きる力を身に付けた子どもの育成が必要です。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

13 生涯学習

【現状】

互いに学び、高め合う生涯学習の推進を基本に、市民の学習意欲の向上、学習意識の多様化等、選択できる環境が必要となり、市民が「いつでも・どこでも・だれでも」取り組める学習の場を提供することが望まれています。

本市では、生涯学習の推進のために次のような活動を行っています。

- 高齢者教室
高齢者を受講対象とした成人学級で高齢者の生きがいつくり・仲間づくり等、社会参画促進を図っています。
- 女性学級
進展する社会生活に必要な教養と技術を習得し、豊かな人間性を養うとともに、女性としての資質や能力向上を図っています。
- 家庭教育学級
子どもを持つ親を対象に、教育の原点である家庭の教育力向上を目指しています。
- ふれあい講座
市民が教養や日常生活に必要な知識・技能を身に付けるとともに連帯感を深め、自主的・自発的に学習する機会を提供する目的で開設しています。
- 社会教育施設
生涯学習の活動の拠点として、大口ふれあいセンターを中心とし、加えて校区公民館や伊佐市文化会館、菱刈いきがいセンターなどが主に利用されていますが、新たに山野西小学校の跡地を、山野西文化交流館として活用しています。

【課題】

- 学習機会の企画・学習情報の広報と資料の整備を図る必要があります。
- 市民のニーズに応じた学習体制の整備が必要です。
- 活動拠点の設備充実と有効利用の促進が大切です。
- 講師・指導者等の育成と講座の成果発表の場の提供が必要です。
- 地域コミュニティとの連携による生涯学習の推進が必要です。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

14 スポーツ振興

【現状】

本市においては、各校区のコミュニティ単位での市民体育祭が合併後も継続して開催され多くの市民が参加していますが、少子高齢化に伴い、役員が参加者を集めるのに苦慮している状況にあります。

○ スポーツ少年団

児童数の減少に伴い団体数と団員数は減少していますが、児童数に対する加入率は横ばい傾向で推移しています。

○ 総合型地域スポーツクラブ

2団体が活動している総合型地域スポーツクラブは、会員数は減少しているものの新種目を導入するなど活動内容に幅を広げ活動しています。

○ 川内川を利用したカヌー競技（伊佐ドラゴンカップ）

年々参加団体も増え、本市のイベントのひとつとして定着しています。

○ 競技スポーツ

各種競技団体が加盟している伊佐市体育協会や全国大会に出場する選手の支援などを行っていますが、指導者不足や少子化による児童生徒の減少、競技者の高齢化など取り巻く



伊佐ドラゴンカップ

環境は厳しいものがあり、また、県下一周駅伝大会及び地区対抗女子駅伝大会においては、例年、選手の確保に苦慮している状況です。

○ 体育施設

平成21年度の県民体育大会を機に、総合体育館・菱刈トレーニングセンターをはじめ15の施設について改修を行いました。全体的に老朽化が進んでいるのが現状です。

【課題】

- スポーツ推進委員の確保及び資質の向上が大切です。
- ニュースポーツの普及やスポーツ教室等の充実が必要です。
- 体育協会等との連携を強め、基礎体力の強化と競技力の向上を図る必要があります。
- 県下一周駅伝選手候補の掘り起こしが課題となっています。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

15 青少年の健全育成

【現状】

青少年が郷土への誇りを持ち、その特性を活かして地域づくりに励み、豊かな感性と自律の精神や国際感覚を育てることは、市民すべての願いです。そのために、成長段階に応じた課題に積極的に挑戦し、様々な交流活動やボランティア活動等に主体的に参画することで、社会の一員としての責任と誇りを自覚していくことが期待されます。

また、青少年を、家庭・学校・地域社会や関係機関・団体等が一体となり支援していくことは、特に必要なことであり、本市においても、次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年を育成するため、さまざまな活動を行っています。

さらに、低下している家庭の教育力向上は大きな課題であり、保護者が子育てについての責任と役割を学ぶことが重要となっています。

○ レインボーキッズいさ

異年齢集団による自然体験や食と農の体験、ボランティア活動等を行い、子ども会活動の在り方や、ジュニア・リーダーとしての役割を学習し理解を深め、たくましく生きる青少年を育成しています。

○ 校区青少年体験活動

毎月第3土曜日を青少年体験活動の日とし、校区コミュニティ協議会に校区公民館指導員を配置して、農業体験や各種体験活動を実施しています。

○ ふるさと学寮

一定期間子どもたちが家庭を離れ、共同宿泊生活を体験しながら通学することを通じて、自主性・協調性・忍耐力・連帯感を養うことを目的としています。

○ 青少年健全育成大会

地域と学び未来に生かす人づくりを目標に掲げ、市民・関係各団体が一堂に会し、青少年の非行防止、地域の安全意識の高揚を図っています。

○ 放課後子ども教室

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援しています。

○ 家庭教育の充実

小・中学校で家庭教育学級を開催し、自主的な講座と親業出前講座を実施しています。

【課題】

- 青少年地域活動と、学校部活動やスポーツ少年団活動との両立が大切な課題です。
- 心身ともにたくましい山坂達者な青少年育成のための、新たな体験プログラムの開発・実施が必要です。
- 学校・家庭・地域との連携の強化を図らなければなりません。

第3章 伊佐市の教育の現状と課題

16 開かれた学校

【現状】

開かれた学校とは、①地域社会や家庭と連携協力して子どもたちの「生きる力」を育成するための教育を推進できる学校、②学校の施設や機能を地域社会に開放し、人々の教育・文化・生活の向上に貢献できる学校、③生涯学習の基礎的な資質の育成を重視し、子どもたちの実態に応じて、地域の教材や人材を活用した特色ある教育活動を展開できる学校です。各学校や地域、子どもたちの実態に応じ、学校と家庭・地域における教育の共有化と活動の協働化を図っています。

- 各学校においては、多くの方々に学校開放などの行事に参加していただき、学校教育について考える気運を高め、教育の充実と発展を図るために実施している『地域が育む「かごしまの教育」県民週間』に積極的に取り組んでいます。

| 学 校 名 | 県民週間実施状況[主な行事等](平成24年度) |
|--------|------------------------------------|
| 大口小学校 | PTAバザー・学習発表会・創立140周年記念式典・学校開放日 |
| 大口東小学校 | 大口東フェスタ・高齢者との交流会・心の交流の日・学校開放日 |
| 牛尾小学校 | 学習発表会・PTAバザー・校区文化祭・学校開放週間 |
| 山野小学校 | 学習発表会・高齢者とのふれあい活動・自由参観 |
| 平出水小学校 | 心の教育の日・ひょうたんを使った創作活動・交流給食・自由参観 |
| 羽月小学校 | PTAバザー・校区文化祭・収穫祭・学習発表会・ふれあい活動・交流給食 |
| 羽月西小学校 | 校区花いっぱい運動・フリー参観・学習発表会・校区文化祭・弁当の日 |
| 曾木小学校 | めぐみの里訪問・学習発表会・グランドゴルフ大会・秋祭り |
| 針持小学校 | 稲刈り・手作り弁当の日・日曜参観・PTAバザー・学習発表会 |
| 本城小学校 | 人形劇鑑賞会・高齢者とのふれあい活動・おやつづくり・学習発表会 |
| 南永小学校 | 高齢者との交流・給食試食会・読み聞かせ集会・南永っこフェスティバル |
| 菱刈小学校 | PTAバザー・日曜参観・弁当の日・給食試食会 |
| 田中小学校 | 高齢者とのふれあい活動・田中フェスタ・ラグビー教室・大豆収穫 |
| 湯之尾小学校 | 学習発表会・高齢者とのふれあい・給食試食会・学校参観日 |
| 大口中学校 | 学校開放自由参観・文化祭・心の教育の日 |
| 山野中学校 | 授業公開ウィーク・校内文化祭 |
| 大口南中学校 | 吹奏楽部定期演奏会・南中へ行こう |
| 菱刈中学校 | 学校開放週間・菱中写真展・職業人に学ぶ講演会 |

- 開かれた学校を進めるため、各学校において自己評価、学校関係者（外部）評価等の研究に取り組み、説明責任を果たすための工夫・改善を図っています。
- 各学校においては、生活科や総合的な学習の時間などで授業に地域の人材や施設等を積極的に活用し、体験的な活動の場を広げ、豊かな社会性を育てています。

【課題】

- 『地域が育む「かごしまの教育」県民週間』において、保護者等の授業参観の出席が少ない学校もあり、さらに取組や広報などを工夫・改善する必要があります。

| <アンケート調査より> 保護者の授業参観の出席状況は、保護者全体のどれ程ですか。 | 30%未満 | 30%以上50%未満 | 50%以上80%未満 | 80%以上 |
|---|-------|------------|------------|-------|
| | 2校 | 6校 | 3校 | 7校 |

- 学校の自己評価の充実を図り、その結果について地域や保護者等への公表を推進するとともに、学校評価の自己評価結果の妥当性を検討する外部評価の在り方について工夫・改善する必要があります。

第4章 10年後を見据えた教育の姿

1 伊佐市教育の目標

基本目標

「伊佐のふるさと教育」の推進

- 1 地域と学び、未来に生かす人づくり
- 2 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

本市は、鹿児島県の北部に位置し熊本県、宮崎県と接するという地理的条件から、古くから薩摩藩の北の守りの地として独自の歴史や文化を作り上げてきました。また、「新納忠元公『二才断格式定目』」などの教えもあり、堀之内良眼坊や海音寺潮五郎など多くの偉人も搬出してきています。

また、本市には教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、国、県、市指定の伝統文化（文化財）や伝承芸能等の個性あふれる文化、全国に誇れる農林業・鉱工業等の産業、さまざまな分野で活躍している人材等、教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力もあります。「山坂達者」は、これまでも大事にされてきましたが、これからの時代を生きていく児童生徒に「生きる力」を養っていくために一層重要な実践です。

本市においては、旧大口市・旧菱刈町合併以前から、地域の教育資源を活用しながら生涯学習の観点に立ち、人間性豊かな市民の育成を目指して教育振興の取組を進めてきました。このことは今後の教育振興の基本とすべきことです。

さらに、本市は就学前の療育活動の充実等、「子どもを産み、育てやすい環境づくり」を進めているまちでもあります。福祉行政と教育行政の連携を強め、そのことの達成に向けて努めていくことも大切です。

改正教育基本法第1条に規定された教育の目的は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資源を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」となっており、今後一層将来の社会を担う人材育成に努める必要があります。また、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切にすることなどの豊かな心を持った人材を育成するとともに、変化の激しい社会の中で、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることので

第4章 10年後を見据えた教育の姿

きる力を持った人材の育成が求められています。

これらのことから、今後の本市の教育を進めるにあたっての基本目標を「『伊佐のふるさと教育』の推進」とし、「地域と学び、未来に生かす人づくり」、「伊佐らしい活力ある教育、文化の創造」に努めていきます。

2 伊佐市教育の基本方針

①時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にすること

教育には「不易（時代を超えて変わらないもの、価値あるもの）」と「流行（時代の変化とともに変わるもの、変えていく必要のあるもの）」があると言われています。

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代でも大切に育んでいかなければならないものであり、施策の推進にあたって重要視されるものです。

②社会の変化に柔軟に対応すること

時代の変化に対応した教育を行わなければ、硬直した画一的な教育となり、個人や社会の活力を減退させることにもなりかねません。東日本大震災からの復興等の経済問題、少子高齢化の進行、情報化、国際化、環境問題など教育を取り巻く環境は急速に変化しています。このような社会の変化に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

③学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力

学校は、一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲を身につけさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。さらに、本市においては義務教育と高校教育の連携は、相互の活性化と充実を図るため一層深めていかなければならない課題です。

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、校区コミュニティ協議会や自治会などのことであり、社会の基本的単位である家庭や学校を支えるとともに、すべての市民が地域で子どもを守り育てるための取組を推進します。

企業は、学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力、企業としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフのバランス確保のための取組等により社会的責任として、地域社会の教育力向上のため役割を担っていくことが求められています。

各種団体等は、その結成目的に応じて各団体の活性化を図るとともに地域社会との連携が求められています。

第4章 10年後を見据えた教育の姿

これら学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力を図りながらお互いに充実していきます。

④人・地域が活性化する交流の促進

互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意思により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。そして、自らが地域づくり、社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇気、公共の精神、社会規範を尊重する意識や態度を育成していくことが重要です。また、他の地域との交流を活発にすることによって伊佐に活力が生まれてきます。

⑤人権同和教育の推進

学校、家庭、地域等において同和教育をはじめとする人権教育の充実を図り、すべての教育活動の中で、児童生徒の人権尊重精神の高揚に努めます。

また、教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権教育の指導内容等の工夫・改善に取り組みます。併せて、社会教育における人権に関する学習・啓発活動を推進します。

基本目標（目指すべき姿）と基本計画（施策）の関連

基本目標

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

「伊佐のふるさと教育」の推進

- 1 地域と学び、未来に生かす人づくり
- 2 伊佐らしい活力ある教育、文化の創造

伊佐市教育の基本方針

- ①時代を超えて変わらないもの、価値あるものを大切にする教育
- ②社会の変化に柔軟に対応する教育
- ③学校・家庭・地域・企業・各種団体等の相互連携・協力
- ④人・地域が活性化する交流の促進
- ⑤人権同和教育の推進



基本計画

今後5年間に集中して取り組む施策

| 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実 | 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成 | 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興 | 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用 | 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進 | 安全・安心な給食の提供 | 学校環境の整備推進 | 人権同和教育の推進 |
|---|--|---|---|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 確かな学力を身につける学校 ② いじめなどの問題行動への対応 ③ 不登校などへの対応 ④ 情報教育の推進 ⑤ 特別支援教育の推進 ⑥ 幼保小中高連携の推進 ⑦ 開かれた学校の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① たくましい気力や体力を培う学校 ② スポーツ少年団活動・中学校部活動の活性化 ③ 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進 ④ 家庭の教育力向上 ⑤ 読書活動の推進 ⑥ 学校保健及び安全の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 市民講座・自主学習講座の活性化 ② 社会教育団体の支援 ③ 自主文化活動支援 ④ 社会教育と地域コミュニティとの連携 ⑤ 市立図書館の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ① 指定・無形文化財の保存・活用 ② 郷土民族芸能の継承 ③ 歴史資料館の整備と活用 ④ 郷土に対する関心や理解の深化 ⑤ 海音寺潮五郎記念事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ① 各種競技力の向上 ② コミュニティスポーツクラブ支援 ③ 市民体育祭・ふれあい駅伝・レクリエーション大会等の実施 ④ 特色あるスポーツの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ① 学校給食センターの円滑な運営 ② 食育の推進 ③ 地産地消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な学習環境整備のための中学校再編成の推進 ② 学校施設の安全対策と教育環境の整備 ③ 魅力ある高校づくりの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ① 人権問題への正しい認識と理解 ② 人権同和教育の充実 |

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

たくましく生きる力と豊かな感性を備えた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上を目指し、郷土の伝統や文化を生かした特色ある教育を進め、知・徳・体の調和のとれた人材を育成します。

① 確かな学力を身につける学校

【施策の方向性】

児童生徒に、基礎的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより「確かな学力」を育成します。

- 小・中学校の学力の実態を把握し、本市の学力の課題に応じた学力向上策を計画的・組織的に推進していきます。
- 一人ひとりの児童生徒の確かな学力の定着のために、教師の授業力を向上し、「質の高い授業」の実現を目指します。
- 全教科・領域で言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成を目指します。
- 各中学校区教育実践研究会を単位として、小・中連携による教育の在り方を研究しながら、学校・家庭・地域が一体となった学力向上等の取組を推進します。
- 学力向上を支える家庭の教育力向上を計画的・組織的に推進していきます。

【主な取組】

- 校内研修における指導の充実
 - ・ 1回の研究授業に対して、指導主事の2回派遣
- 板書計画作成を軸にした授業改善への取組
 - ・ 教育開発研究委員会の活用
- 複式・小規模校指導の充実
 - ・ 複式・少人数学級担任等研修会の開催
- 各教科の指導力向上を目指した研修会の充実
 - ・ 研究公開、教育講演会、各種研修会等の開催
- 全国学力・学習状況調査（小6・中3）、基礎・基本定着度調査（小5・中1・2）等の調査をもとにした実態把握と指導法の改善
- 中学3年生共通テストの実施
- 外国語活動及び外国語教育の充実（外国語活動講師及びALTの派遣と指導）
- 理科支援員の派遣による小学校理科学習における実験・観察の充実
- 中学校授業力向上プログラム等、全教職員の研究授業の実施及び授業公開への積極的な参加
- 各中学校区教育実践研究会の充実
- 保護者や児童生徒と共につくりあげる家庭学習の推進



理科支援員の活動の様子

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

② いじめなどの問題行動への対応

【施策の方向性】

一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう指導援助するとともに発達段階に応じた生徒指導を進めます。

特に、いじめ問題に関しては、「いじめはどこの学校にでも起こる可能性がある。1件でも多く発見し、1件でも多く解決する学校」を目指す必要があります。

いじめや問題行動を起こす児童生徒は、「困った子」ではなく「困っている子」という認識のもと、発達段階に応じた適切な指導が必要です。

また、加害者や被害者の関係だけでなく、周囲の子どもたちがどのような行動をとるかが大きく影響します。周囲の子どもたちが、傍観者になることなく、教師や保護者に相談できる雰囲気が必要です。そのためには、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが大切です。

- 積極的な生徒指導を推進し、実態把握に努めます。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上に努めます。
- 積極的な生徒指導に努めるとともに、問題行動が発生したときは、早期発見・早期解決に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。
- ネットいじめへの対応に努めます。

【主な取組】

- いじめ問題に関する定期的なアンケート（無記名アンケートや記名アンケート）を実施し、いじめの対する早期把握・早期対応
- 全職員一丸となった生徒指導に向けての体制強化（生徒指導主任等研修会の実施と内容充実）
- 人間関係づくりの基盤となる学級づくりの推進
- 問題行動等事案の早期発見・早期対応と迅速な報告についての指導
- 中学校区毎における小中共通実践事項徹底のための指導
- 基本的生活習慣の確立に向けた、各学校における家庭への働きかけへの指導助言
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の推進
- 「郷土の先人」「ふるさとへの心」「たいせつないのち」等補助教材の活用奨励
- 道徳教育における学習指導要領改訂の趣旨の理解と実践化への指導
- 地区道徳研修会への積極的参加の推進
- 管理職研修会等における各種指導資料の活用推進
- ネットいじめへの対応についての職員研修の推進
- 関係機関との連携の強化（ネットパトロール等）

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

③ 不登校などへの対応

【施策の方向性】

子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしい勢いで変化し、その中で、心の教育を推進することが、重要になってきています。

特に、不登校・不登校傾向の子どもたちに対しての教育相談が大切です。

本市では、年間30日以上の不登校が顕在化する前の段階で、小学校下学年では10日以上、上学年では20日以上、中学生では25日以上を不登校傾向として、早い段階から、教育相談などを実施し、支援体制をとります。

- 病欠であっても、連続して休んだ時点で、保護者と連携し情報収集に努めます。
- 授業の欠課時数に着目し、欠席状況に応じた学習の補充及び支援を行います。
- 全教育活動を通じて、心の教育の推進に努めます。
- 教育相談員、適応指導教室「ふれあい教室（大口校・菱刈校）」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、トータルサポートセンターの連携を図り教育相談の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進します。

【主な取組】

- 市教育相談員1名の配置（月～金、8:30～17:00）
 - ・ 全校を対象に、教育相談のコーディネーター的役割
 - ・ 学校教育課に籍を置き、学校と保護者や関係機関との連携推進
- 市適応指導教室「ふれあい教室」の開設（月～金、1日6時間）
 - ・ 大口校と菱刈校の2か所に開設。各校に1名の適応指導教室指導員を配置
 - ・ 入級承認を受けた者を対象に、ふれあい教室での学習指導や相談活動を実施
- スクールカウンセラーの配置（月1回、1日3時間、中学校4校）
 - ・ 県の委託事業で、県から専門家を派遣
 - ・ カウンセリングを希望した生徒・保護者・教職員を対象に相談を実施
- スクールソーシャルワーカーの配置（週3回、1日6時間、中学校4校）
 - ・ 希望した生徒の教育相談や家庭訪問による相談活動等を実施
 - ・ 保健室登校や別室登校の児童生徒の学習支援
- 特別支援教育の視点から、発達障害の早期把握と早期対応を行い、二次障害による不登校の未然防止

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

④ 情報教育の推進

【施策の方向性】

21世紀を生きる子どもたちに求められている力を育む教育を実現するために、学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、1人1台の情報端末や電子黒板等が整備された環境において、デジタル教科書及び教材を活用した学習環境を構築します。

その際、国が進めるフューチャースクールを参考にしながら、本市の実態に合わせた形で、年次的に事業を推進します。特に、無線LANによるネットワーク環境における、1人1台のタブレットパソコン（TPC）やデジタル教科書、電子黒板（IWB）の活用及び校務支援システムの構築が、現時点での目指すべき望ましい教育環境といえます。

また、環境を整えるとともに、情報社会を生きる子どもたちに、発達段階に応じた適切な情報モラル教育を行います。

○ 校内LANの整備

インターネット接続環境の拡大により、リアルタイムな情報やNHKforSchoolなどのデジタルコンテンツを活用した授業やテレビ会議システムを用いた授業を普通教室でも行うこと

○ 教育委員会独自サーバーの設置

教育委員会独自のサーバーを設置し、全幼小中学校が学習指導案などを共有することにより、より質の高い授業実践を目指すこと

○ 電子黒板ユニットの整備

電子黒板を整備することによって、意欲を高め、より分かりやすい授業の実践や情報活用能力を身につけさせる実践が行えるようにすること

○ タブレットパソコンの整備

一人1台の情報端末として、タブレットパソコンを導入することで、無線LAN環境の中で、電子黒板と併用で意欲を高め、分かりやすい授業の実践が可能になること

○ デジタル教科書の整備

電子黒板の整備に伴い、デジタル教科書を導入することで、指導効果を高め、より分かりやすい授業の実践が行えるようにする

○ 平成21年度導入パソコンの更新（校務用パソコン、児童生徒用パソコン）

○ 情報モラル教育の推進

○ NIE（教育への新聞の活用）を積極的に推進

【主な取組】

○ 学校ホームページ（ブログ）による学校の教育活動の地域への情報発信

○ 自己評価結果や関係者評価の結果の積極的公開

○ ICT機器による校務の適性管理及び情報セキュリティポリシー徹底

○ 全職員が全教科・領域等で情報モラル教育を実施できるための研修の実施

○ 市教委と南日本新聞社との協定をもとに、新聞や人材を積極的に活用し、言語活動の充実を推進

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

⑤ 特別支援教育の推進

【施策の方向性】

各学校の支援体制の更なる充実を図るとともに、今後は、移行期の支援が円滑に行われるように努めます。また、各学校が医療や福祉などの関係者と十分に連絡を取りながら支援できるように、関係機関の連携の充実を図ります。

【主な取組】

- 各学校の支援体制を量的整備から質的整備へ移行
 - ・ 特別支援教育セミナーの充実（年3回：うち1回は授業を通しての研修とする。）
 - ・ 校内委員会の充実（特別支援コーディネーターの資質向上）
 - ・ 巡回相談の活用（依存から自立の視点で）
 - ・ 特別支援教育支援員の効果的な活用（訪問及び調査等による適切な配置）と支援の向上（年3回の研修会）

- 就学前及び就学後の適切な就学指導の推進システムの確立
 - ・ 就学時健康診断の充実（多面的な診断の場となるように）
 - ・ WISCⅢ講習会の充実（各学校に1人は検査と分析ができるように）
 - ・ 就学指導教育相談の充実（年2回実施）
 - ・ 就学指導委員会の充実（特に、幼稚園・保育園の周知の徹底）
 - ・ 知能検査の実施（市内全小学2年生児童対象早期のスクリーニング）

- 移行期の引き継ぎが円滑に行われるようなシステムの確立
 - ・ 幼、保、小連携研修会の充実
 - ・ 個別の教育計画（伊佐市版）ファイルによる引き継ぎシステムの確立
 - ・ 移行支援シート（伊佐市版）活用の徹底

- 教育、医療、福祉などの関係者代表協議や必要な連携の場の提供など多面的な支援の促進
 - ・ 市特別支援教育連携協議会の充実（年5回：実務担当者レベルのネットワーク構築）
 - ・ トータルサポートセンターとの連携の充実（月2回の情報交換会）
 - ・ 療育機関との連携の強化（就学を考える会、公開療育）
 - ・ 二次障害として、不登校や学校遅滞、問題行動を起こす児童生徒への対応の強化

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

⑥ 幼保小中高連携の推進

【施策の方向性】

幼児期から生涯にわたる人格形成の基礎を培い、たくましく心豊かな子どもを育てためには、子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を意識し、それぞれの学校（園）等が段階に応じて、その役割をしっかりと果たすとともに、各段階間の連携や円滑な接続を図る必要があります。

- 各種の研修会、連絡協議会等を通して各校種の教員同士のコミュニケーションを活性化させ連携の充実を図ります。
- 特別支援教育を柱として、支援を必要とする幼児児童生徒の情報交換を円滑に行い、効果的な支援を行っていきます。
- ねらいを明確にした計画的な交流をもとに、子ども間の交流を充実させます。
- 市立本城幼稚園は、その設置目的を踏まえ、園児の健全な心身の発達と特色ある幼児教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 校（園）種を超えた研修会、協議会等の開催
- 移行支援シートや個別の教育計画をもとに行う連続性のある支援の充実
- 交流活動の積極的な実施と活動の質の充実
- 市立本城幼稚園の園長専任化



幼稚園児と小学校児童との合同学習（理科の実験）

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

1 生きる力と豊かな感性・確かな学力を育む学校教育の充実

⑦ 開かれた学校の推進

【施策の方向性】

地域に開かれ、地域に根ざす学校の推進を図るために、あらゆる機会をとらえて広く学校を開き、地域・関係機関の協力を得ながら学校教育活動の推進を図っていきます。

- 学校評価制度の推進を図ります。
- へき地・小規模校教育の充実を図ります。
- 伝統や文化に関する教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 学校ホームページ・ブログや学校便り、学級通信などによる情報発信
- かごしまの教育県民週間における学校参観等の積極的実施
- 各学校における学校評価の推進と学校評議員制度の活用
- 自己評価結果や関係者評価の結果の積極的公開と報告
- 学校の教育活動の地域への広報
- 県へき地・小規模校研究公開への積極的参加
- 該当校における複式・少人数指導の充実及び交流学习等の推進
- 「伊佐ふるさと検定」「黄金の俳句コンクール」の実施
- 「伊佐の教師ふるさと塾（自然体験活動）」の実施
- 「伊佐のふるさと教育」の推進の浸透化と各学校における具体的取組
- 市教職員「伊佐のふるさと」フィールドワークの企画の充実
- 各校区における伝統文化継承に関わる児童・生徒の活動の推進及び各関係機関との連携強化
- 地域人材の活用の奨励



保護者との調理



芋掘り体験学習



文化祭



高齢者との交流活動

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

伊佐を巣立つ子どもには、伊佐を忘れず、伊佐を愛し、世界中どこでも活躍できる素地を培い、伊佐に残る子どもには、ふるさとを支え、その発展に寄与する資質能力を身につけさせます。

また、新納忠元公「二才咄格式定目」にある「山坂達者」については、伊佐のふるさと教育を特色として、心身ともにたくましい青少年育成の柱にしていきます。

① たくましい気力や体力を培う学校

【施策の方向性】

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

そこで本市では、体力を「運動をするための体力」と「健康に生活するための体力」ととらえ、この二つの体力をバランスよく向上させていきます。

- 生涯スポーツの素地となる学校体育では、指導内容の体系化や領域・種目の系統化を踏まえ、発達段階に応じた技能や学び方の能力育成に向けた学習過程の工夫や指導法の研究実践を推進します。
- 運動する子ども・しない子どもの二極化や戸外遊びの減少などに着目し、学校・家庭が連携を図り、児童・生徒の体力に目を向けた運動の奨励や意識高揚を促す教材・教具等の活用を推進します。
- 体育施設の安全管理と老朽化した施設設備等の補修・整備を推進します。

【主な取組】

- 体育・保健体育の授業力の向上を目指した積極的な研究授業への取組や本市独自の研修会等の充実
 - ・ 心拍数を高める体育科授業の充実
 - ・ 学校体育実技講習会の充実
 - ・ 授業を通じた研修会の実施
 - ・ 校内研修等への講師派遣
- 各学校における児童生徒の体力に関する課題把握による体力向上の推進
 - ・ 体力・運動能力調査の年2回実施とその結果を踏まえた体力づくりの推進
 - ・ 児童生徒一人ひとりの体力の目標や達成状況を記入できる個人カルテの活用
 - ・ 一校一運動や業間体育の充実
 - ・ 日頃の運動実践や体力の重要性についての保護者への啓発
- 学校水泳プール、遊具、体育施設、武道場、テニスコート、教材・教具等の補修及び年次的整備の推進
 - ・ 体育施設等安全点検実技研修会の充実
 - ・ 老朽化する施設設備の計画的整備の推進

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

② スポーツ少年団活動・中学校部活動の活性化

【施策の方向性】

小学校のスポーツ少年団や中学校の部活動において、基盤となる体力の向上を図ることはたいへん効果的であり、活性化を図ることが重要です。

(スポーツ少年団活動)

平成24年度には、大口中校区（12団体）、山野中校区（4団体）、大口南中校区（5団体）、菱刈中校区（11団体）、合計で32団体が活動を行っています。

- スポーツ少年団活動の普及と育成及び活性化を図っていきます。
- 青少年の心身の健全な発育に貢献します。



スポーツ少年団交歓大会

(中学校部活動)

平成24年度には、大口中（12部）、山野中（5部）、大口南中（8部）、菱刈中（11部）が活動しており、部活動加入率は77.3%です。

学校の部活動以外でも、地域のスポーツクラブに所属し、スポーツや文化面の向上を図っている生徒もいます。

- 部活動加入率の向上を図ります。
- 競技力の向上を図り、出水・伊佐大会から県大会出場・九州大会出場を目指します。
- 平成27年度中学校再編に伴う、部活動の統合・再編を行います。
- 円滑な部活動の運営を支援することによる、学校全体の体力の向上を図ります。



中学校部活動の様子

〔平成24年度の各校の部活動加入状況〕

| 平成24年度 | 大口中 | 山野中 | 大口南中 | 菱刈中 | 市全体 |
|-----------|-----|-----|------|-----|-----|
| 陸上部・駅伝部 | 9 | | 12 | 15 | 36 |
| 野球部 | 17 | 12 | 17 | 17 | 63 |
| サッカー部 | 17 | 17 | 15 | 21 | 70 |
| 女子バレーボール部 | 14 | 10 | 14 | 15 | 53 |

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

| 平成24年度 | 大口中 | 山野中 | 大口南中 | 菱刈中 | 市全体 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男子バレーボール部 | | | | 8 | 8 |
| 男子バスケットボール部 | 14 | | | | 14 |
| 女子バスケットボール部 | 10 | | | | 10 |
| 男子ソフトテニス部 | 15 | | | | 15 |
| 女子ソフトテニス部 | 29 | 15 | 18 | | 62 |
| ソフトボール部 | 24 | | | | 24 |
| 剣道部 | 7 | | | 7 | 14 |
| 柔道部 | | | | 4 | 4 |
| 空手道部 | | | | 9 | 9 |
| 水泳部 | | | 17 | | 17 |
| 弓道部 | | | 11 | 17 | 28 |
| 美術 | 5 | 9 | | 12 | 26 |
| 吹奏楽部 | 3 | | 17 | 13 | 33 |
| 合計 | 164 | 63 | 121 | 138 | 486 |
| 加入率 | 73.2% | 85.1% | 87.7% | 71.5% | 77.3% |

【主な取組】

(スポーツ少年団活動)

- 伊佐市スポーツ少年団交歓大会の実施
- 伊佐市スポーツ少年団母集団研修会の実施
- 県スポーツ少年団競技別交歓大会の実施
- 伊佐市スポーツ少年団合同体力テストの実施

(中学校部活動)

- 部活動加入率の向上と指導者の確保
- 小中連携による競技力の向上（水泳、陸上競技）
- 伊佐の特色ある競技力の向上
- 文化系の部活動の推進

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

③ 青少年の体験学習・異年齢集団活動の推進

【施策の方向性】

鹿児島には、薩摩藩の伝統的な縦割り教育があり、青少年を「稚児」と「二才」に分けて、勉強、武芸、山坂達者を通じて、先輩が後輩を指導することによって、強い人間をつくらうとする考えがありました。このことにより、体験学習や異年齢集団活動を通して、社会性や意欲的な態度、規範意識を養うことができます。

しかしながら、少子化・核家族化が進み地域とのつながりも希薄化していく中、体験学習等の機会が減少しているため、体験学習や異年齢集団活動の機会を積極的に提供していきます。

- 子ども会活動やふるさと学寮、校区青少年体験活動など既存の体験学習活動に対する支援を充実させるとともに、新たな市独自の体験学習プログラムを企画し、心身ともにたくましい、青少年の育成事業の推進を図っていきます。
- ジュニア・リーダークラブである「レインボーキッズいさ」の活動の支援を充実させ、異年齢集団による自然体験学習やボランティア活動を通してジュニア・リーダーとしての資質を高め、地域社会の活性化に寄与し、国際社会において活躍できる人材の育成を目指します。
- 青年団活動の支援を行い、若者が地域社会に積極的に参画し、活躍できる環境づくりを行うとともに、若者の視点を取り入れたまちづくりへと繋いでいきます。

【主な取組】

- 体験学習・異年齢集団活動ができる機会の提供
 - ・ 子ども会活動、ジュニア・リーダークラブ「レインボーキッズいさ」への支援の充実
 - ・ 体験学習に対する理解と意識の向上へ向けた研修の実施
 - ・ 世界に視野を広げる市独自の新たな体験学習プログラムの実施
 - ・ 学校・家庭・地域社会や体験学習プログラムを実施するNPO法人等との連携の強化
- 若者が積極的に地域社会に参画し、地域活性化に寄与できる環境づくりの推進
 - ・ 青年団等が実施する活動に対する支援の充実
 - ・ 中学生、高校生のボランティア活動の推進（学校との連携）

④ 家庭の教育力向上

【施策の方向性】

家庭教育学級の内容を充実し、子どもの発達課題やいじめ問題についての理解を深めることにより教育の向上を図っていきます。

親業出前講座により、子育て中の親のあるべき姿、子ども理解等の学習を進めます。

【主な取組】

- 市内幼稚園・小中学校における家庭教育学級の開催（年6回以上開催）
- 家庭教育専門指導員を配置し親業出前講座を実施

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

⑤ 読書活動の推進

【施策の方向性】

すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるように、関係機関と連携を図りながら読書活動の推進を図っていきます。

- 「伊佐市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒の読書活動を総合的・体験的に進めていきます。
- 各学校の国語科の授業と関連付けた読書指導の充実に関する指導を行います。
- 読書活動の充実を図るために、学校・家庭・地域が連携し、市全体での取組を推進します。
- 学校図書館（室）と、市立図書館との連携を深め、読書環境の整備に努めます。

【主な取組】

- 読書量調査などによる児童生徒の読書の実態把握と、課題に応じた読書活動の推進
 - ・ 「本もともだち たっぶり100冊 じっくり50冊」の達成
 - ・ 教科領域等部会における司書補と読書指導担当者の合同部会実施
- 伊佐市学校図書館協議会など関係団体との連携及び組織的な図書館整備と読書指導の充実
 - ・ 各学校図書室の電算化、ネットワーク化の推進
- 市立図書館（大口・菱刈）との協働体制による学校における読書指導の支援及び読み聞かせボランティア等の団体への協力
- 学校巡回図書員の充実



学校での緑陰読書会（紙芝居による読み聞かせ）

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

2 次代を担う、心身ともにたくましい山坂達者な青少年の育成

⑥ 学校保健及び安全の推進

【施策の方向性】

児童生徒が生涯にわたって健康的なライフスタイルが確立できるよう、必要な知識、能力等を身に付けるための健康教育の充実を図る必要があります。また、性に関する指導や飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育は児童生徒の発達段階を考慮し、実態に即した指導の充実を図る必要があります。

児童生徒の学校生活の状況を把握し安全確保のための自覚を高め、適切な安全措置等ができるように安全管理に努めるとともに、児童生徒に危険を予測したり、回避したりする能力を身に付ける安全教育の充実が一層求められています。

- 学校での保健活動の充実に向けた支援体制を整え、学校や児童生徒等の課題解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 新型インフルエンザをはじめ、様々な感染症・疾病の発生や蔓延に備えて、関係機関との連携体制を整え、学校や家庭での保健指導の充実を目指します。
- 安全管理では、教職員の危機管理意識を高め、事故が予測される要因等の除去や機器・設備等の活用・充実を目指します。また、安全教育では、危険を予知したり回避するための訓練や具体場面を想定した安全学習を推進します。

【主な取組】

- 地域の実情を踏まえた学校保健の取組を推進するために、関係機関との連携充実（市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市保健所等）
 - ・ 保健指導（性に関する指導、薬物乱用防止教育、食に関する指導等）における研修の充実
 - ・ 全学校における年2回以上の学校保健委員会の実施と市学校保健会の充実
- 疾病や感染症の発生状況の把握と対策並びに、緊急時における関係機関との連携充実
 - ・ 学校欠席者情報収集システム（サーベランス）の効果的運用
 - ・ 始良・伊佐地域感染症情報システムの積極的活用
- 心肺蘇生法等の対応訓練及び点検整備と、学校内外の安全管理体制の充実のための関係機関との連携強化
 - ・ AEDの毎年点検とその使い方の研修の充実
 - ・ 危険災害に関するマニュアル作成と見直し
 - ・ 校区安全マップ集の充実（関係機関との連携を基にして）
 - ・ 通学路合同点検の実施（全小学校）
 - ・ 事故防止対策連絡会の充実（学校、消防、警察、地域コミュニティ等）
 - ・ 遊具施設や設備等の安全点検の充実
- 児童生徒自らが安全について、危険を予測したり回避したりするなどの意志決定や行動選択ができるような有効で実効性のある学習指導法の工夫・充実
 - ・ 危険予知トレーニング（KYT）教材の有効活用
 - ・ 人材活用及び教材等を工夫した防災（地震、火災、水害等）訓練及び不審者対応訓練の充実

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指します。

また、文化芸術活動を振興することによって豊かな人間性の育成に努めます。

① 市民講座・自主学習講座の活性化

【施策の方向性】

市民一人ひとりがいつでもどこでも学ぶことができ、自己を磨きながら豊かな人生を送るとともに、学習したことを暮らしやまちづくりに活かすことのできるように、充実した市民講座を開設することで、広く市民に学習機会を提供していきます。また、自主学習講座を活性化させることで、自ら主体的に社会に参画して地域を活性化させる人材を育成していきます。

- すべての市民が気軽に参加でき、市民のニーズにあった市民講座を開設することで、市民の学習意欲を高める活動の推進を図ります。
- 学習したことを日々の生活やまちづくりに活かせるように、生きがいつくりや趣味的な学習だけでなく、地域課題の解決に繋がるような学習活動の推進を図ります。

【主な取組】

- 市民ニーズにあった学習のできる講座や学習内容を生活やまちづくりに活かせる講座の開
設
 - ・ 伊佐市の市民講座である「ふれあい講座」（平成24年度は23講座、475名参加）の講座内
容の充実
 - ・ 各個人の生涯学習成果の発表機会の提供
 - ・ 学校支援ボランティアなどへの学習成果の活用
- 女性や高齢者が積極的に社会参画できるような学習活動の支援
 - ・ 高齢者教室（年10回程度実施）や女性学級（毎月2回年24回実施）の学習活動の充実

② 社会教育団体の支援

【施策の方向性】

地域社会の抱える課題などを、実情に合わせて市民が協働して解決するために、社会教育関係団体などの活動を支援していきます。

【主な取組】

- 女性団体への支援
 - 各種女性団体が相互の連携を図りながら、互いに支え合い助け合って、温もりのある安心・安全な社会を目指すための活動支援
- P T Aへの支援
 - 小中高のP T Aと連携を緊密に行い、子どもたちの健全育成に向けて、家庭・学校・地域の三者が協力しながら家庭教育の充実や地域活動への積極的な参加を支援

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

③ 自主文化活動支援

【施策の方向性】

各地区で大切に育まれた貴重な伝統文化（文化財）を、地域財産として次代に継承していく地域づくりが求められています。

伊佐市文化協会が主催する伊佐市文化祭や平成27年度に本県で開催される国民文化祭鹿児島大会への参加など、日頃の成果を発表できる場を提供し、多様な芸術文化活動を展開できる基盤づくりを進めます。

自主文化事業の共催事業として、赤ちゃんから入場できる「いさのおんがくたい（ミニコンサート）」がありますが、3年目を迎えリピーターも多く定着しつつあります。

- 自主的文化団体との連携を図るとともに、文化情報の受発機能を充実させ、その活用を図りながら、誇りの持てる個性的かつ特色ある市民文化の創造を目指します。
- 「見て・聞いて・触れて」を原点に、大人から子どもまでだれでも関心が持てるよう、多種多様な芸術文化の鑑賞・発表・体験機会の充実に向けた環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 平成27年度開催の国民文化祭に向け、文化協会ほか関係団体との連携強化
- 文化協会などと連携を図りながら、児童生徒が芸術性の高い人材へと成長を遂げられるような支援体制を構築するとともに、少子化の影響などにより、各校区にある伝統芸能が衰退することのないよう必要な対策の実施
- 「いさのおんがくたい（ミニコンサート）」は、今後も実行委員会と協議を重ねながら、地元出身演奏家等の発掘を行い、充実した内容で年10回程度を目標に実施
 - ・いさのおんがくたい実行委員会との連携
- 子ども劇場をはじめとする文化活動団体への支援及び自主文化サークルの発表機会の提供



「いさのおんがくたい」演奏会

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

④ 社会教育と地域コミュニティとの連携

【施策の方向性】

地域コミュニティへの社会教育の役割は、地域文化の伝承、教養講座の開催、青少年の健全育成、生涯学習の拠点づくりなどであり、地域、学校、家庭、行政の連携がたいへん重要です。

住民がいつでもどこでも学ぶことができる機会の構築と、地域全体で青少年を見守り育てる意識をより一層高めるために、校区コミュニティ協議会との連携を深めていきます。

また、校区公民館や青少年センターなどのコミュニティ施設を、地域の生涯学習の拠点として活用し、学校支援についても校区コミュニティと協力を図り推進します。

【主な取組】

- 各校区コミュニティ協議会との連携による学習機会の充実
- 身近な地域で学ぶことのできる地域講座の開催
- 地域住民を対象とした学習講座の開催
- 地域の教育力の向上で青少年を育てる機運を醸成
- 第3土曜日の青少年体験活動（農業、自然、ボランティア、文化財、昔遊び体験等）の実施
- 校区コミュニティが中心となったふるさと学寮の実施
- 各校区青少年健全育成対策会議の実施
- 地域の人々が指導者となったふるさと教育・体験活動の実施
- 地域コミュニティを中心とした学校支援システムの構築



ふるさと学寮（支援者と食事）



青少年体験活動（そば収穫）

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

3 互いに学び高め合う生涯学習の推進及び文化芸術活動の振興

⑤ 市立図書館の活用

【施策の方向性】

市民の主体的な学習を支援するため、多様な資料や情報を広く収集・整理し、市民に提供できる身近な「学びの場」として図書館サービスの向上を図り、公立図書館としての利用を促進します。

市民や子どもの「読書力」を高めるため、図書館ボランティアや学校等と連携して、読書活動を推進します。

市民のニーズにあった講演やイベント等を実施し、市民参加の充実した図書館運営に努めます。

【主な取組】

- 図書資料の収集と整備充実に努め、利用しやすい図書館の整備
- 特色ある図書館づくり（海音寺文庫、井上雄彦文庫、郷土作家コーナー）
- 広報紙等の活用による図書館活動や新刊本の紹介
- 巡回図書による配本サービス実施（保育園、幼稚園、小中学校、病院、事業所、福祉施設、公民館等）
- ボランティアグループとの共催による読み聞かせ活動の充実（ブックスタート、緑陰読書、おはなし会、読み聞かせ会）
- 海音寺潮五郎記念事業の実施
- 大口・菱刈図書館で同様の図書サービスが受けられる図書業務の電算システム化



海音寺文庫



井上雄彦文庫

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

伊佐の歴史を学び、伝統文化財や伝統芸能の保存・継承・活用をすることにより、ふるさとを誇り、愛する心情を高めていきます。

① 指定・無形文化財の保存・活用

【施策の方向性】

本市には、先人の営みが脈々と連なる歴史、後世に伝えたい素晴らしい伝統や文化、雄大で美しい自然があります。

また、歴史や文化財、地域文化等の情報を含めた伊佐市全域の地域資源をデータベース化し、キーワード検索等が可能なシステムを整備することにより、多くの市民が閲覧することが可能となり、郷土の歴史や文化財にふれながら、学び、親しむことができます。

文化財の案内板や標柱等を設置し、文化財への誘導案内や利用促進を図り、あわせて文化財愛護意識の高揚を図るための文化財めぐり、史跡めぐり等を実施します。

- 継続的な天然記念物の保護と養生管理
- 埋蔵文化財包蔵地における基盤整備等への適切な対応（埋蔵文化財の調査）
- 自治会・コミュニティ協議会等と連携した地域の文化財の保護・活用
- 個人所有の指定文化財の保護と所有者の生活との両立

【主な取組】

- 指定文化財
本市には、郡山八幡神社をはじめ、国指定文化財4、県指定文化財7、登録有形文化財1、市指定文化財44があります。
(大口地区、国指定2、県指定4、登録有形1、市指定25)
(菱刈地区、国指定2、県指定3、市指定19)
なかでも、個人所有となっている文化財は、居住者の生活に供している部分もあり、現状での保存が難しい状況となっているため、移転を含めた補助事業の導入を検討
- 天然記念物
オガタマノキ（市指定）は老木化が進んでいるため、養生管理により樹勢の回復を促進
- 埋蔵文化財
市内に多数存在する埋蔵文化財の調査、研究及び保存・活用を図り、埋蔵文化財への理解を推進
- 未指定の文化財
将来的に壊滅及び逸失することのないよう調査・保存・活用を図る
- 地域資源のデータベース化により、伊佐市の歴史と文化財への理解を進め活用を図る

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

② 郷土民俗芸能の継承

【施策の方向性】

市内には郷土芸能保存団体が28団体あり、各地域で特色ある郷土芸能が継承されています。なかでも、「下手錫杖踊り」と「湯之尾神舞」は県指定の無形民俗文化財となっています。伊佐市郷土芸能保存会の加盟団体を中心に、保存団体の存続継承を支援していきます。

郷土芸能の継承活動には資金的な支援が重要であり、郷土芸能保存団体を通じて支援を行います。また、伊佐市郷土芸能保存会の活動の一環として、保存活動の先進地研修等も行い、地域全体による継承活動を援助します。

また、学校と地域の郷土芸能保存団体との連携で、総合学習等で郷土芸能の学習・体験等が行われ、運動会や地域行事等での成果発表によって児童生徒へ伝承活動の継承が行なわれることで、若い世代に対し、郷土芸能・文化財愛護の精神を養い、地域の伝承活動の後継者育成の推進を図っていきます。

【主な取組】

- 小・中学生を対象に地域に伝わる郷土芸能を引継ぐため、今後も継続して伝承活動を推進
 棒踊り：大口東小・曾木小・牛尾小・羽月西小・南永小・本城小
 湯之尾神舞：湯之尾小 オバッチョ踊り：針持小
- 郷土民俗芸能の保存のため、地域での伝承活動成果を発表できる催し物等の機会を提供
- 保存活動を次世代に引き継ぐため、活動の広報や記録の作成

<伊佐市内の郷土芸能保存団体>

平成24年5月現在

| | 団 体 名 | 保存会加入 | | 団 体 名 | 保存会加入 |
|----|--------------|-------|----|---------------|-------|
| 1 | 平出水太鼓踊り保存会 | ○ | 16 | 下市山芸能保存会 | ○ |
| 2 | 小木原太鼓踊り保存会 | ○ | 17 | 大島南太鼓踊り保存会 | |
| 3 | 白木芸能保存会 | ○ | 18 | 川西棒踊り保存会 | |
| 4 | 篠原オバッチョ保存会 | ○ | 19 | 堂山棒踊り保存会 | |
| 5 | 針牟田堂針流保存会 | ○ | 20 | 下青木棒踊り保存会 | |
| 6 | 土瀬戸オバッチョ保存会 | ○ | 21 | 郡山棒踊り保存会 | |
| 7 | 釘野々棒踊り保存会 | ○ | 22 | 宮人棒踊り保存会 | |
| 8 | 牛尾棒踊り保存会 | ○ | 23 | 川岩瀬銭太鼓踊り保存会 | |
| 9 | 八代棒踊り保存会 | ○ | 24 | 金波田棒踊り保存会 | |
| 10 | 徳辺オバッチョ踊り保存会 | ○ | 25 | 下殿三尺棒踊り保存会 | |
| 11 | 下手芸能保存会 | ○ | 26 | 田原郷土芸能保存会 | |
| 12 | 荒田棒踊り保存会 | ○ | 27 | 楠原棒踊り保存会 | |
| 13 | 永池棒踊り保存会 | ○ | 28 | 前目麓オバッチョ踊り保存会 | |
| 14 | 湯之尾神舞保存会 | ○ | 29 | 石井鎌踊り保存会 | |
| 15 | 田中芸能保存会 | ○ | | | |

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

③ 歴史資料館の整備と活用

【施策の方向性】

大口歴史民俗鉄道記念資料館と菱刈郷土資料館に指導員を配置し、資料の保存・展示・解説等に対応しています。

資料の保存活動にあたっては、地域住民からの貴重な文化財の受け入れや資料館収蔵庫にある資料の適切な保存・継承に努めています。

展示活動では、資料館が保存する貴重な文化財を広く市民等に公開することで、郷土文化愛護の精神を醸成します。そのため、市民等に分かりやすい展示を心がけます。

資料館に来館する市民等に、より分かりやすく文化財を理解していただくため、丁寧な解説・対応を行います。

資料館の資料の保存にあたっては、地域住民から提供を受けた貴重な文化財を適切に保存し、後世に伝承できるようにしていますが、資料整理及びデータベース化が進んでおらず、どのような資料が保存されているか、正確に把握できていない現状があります。

また、展示活動においては、特に映像資料の映写機器が老朽化しており、保存の方法等を早急に検討し、保存に努める必要があります。

【主な取組】

- 大口・菱刈地区の特別企画展の開催による市民の文化財への意識高揚
- 資料館の資料を有効利用するための保存方法等の適正化推進



大口歴史民俗鉄道記念資料館



菱刈郷土資料館

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

④ 郷土に対する関心や理解の深化

【施策の方向性】

伊佐のふるさと教育具現化の一環として、郷土伊佐の環境（自然・文化・歴史・人材等）を活かした事業を実施し、児童生徒の郷土に対する関心や理解を深め、ふるさと教育の推進を図ります。

また、教職員への研修を通して、郷土伊佐に対する関心や理解を深めることにより、ふるさと教育の推進を図ります。

【主な取組】

- 伊佐市小学校社会科副読本「のびゆく伊佐市」の活用
 - ・ 学習指導要領に基づく、本市の社会的事象（地理、産業、歴史等）に関する具体的な資料の作成
 - ・ 3・4年生の社会科学学習等の学習資料として活用
 - ・ 副読本のコンテンツを市のHPに掲載し、教育用データとして活用
- 伊佐ふるさと検定の実施
 - ・ 子どもたちが、ふるさと伊佐についての知識を豊かにもつことにより、地域に対する理解の深化を図る。
- 黄金の俳句コンクールの実施
 - ・ 子どもたちが、ふるさと伊佐での日頃の感動や思いを俳句として詠んだり鑑賞したりすることによる心の醸成を図る。
- 伊佐市教職員「伊佐のふるさと」フィールドワークの実施
 - 本市の教職員を対象に伊佐の歴史・文化を学び、山坂達者の精神を実感し、児童生徒への指導に生かすとともに、自らの教養を高めるような活動の実施
- 伊佐の教師ふるさと塾の実施
 - 郷土伊佐に対する関心や理解を深める体験活動の実施
 - ・ 対象
 - 教職員（赴任1年目）
 - ・ 場所
 - 十曾等の野外
 - ・ 内容
 - 川遊び、レスキュー講習等の自然体験や他校の職員や地域人材との交流



伊佐の教師ふるさと塾

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

4 郷土の歴史・伝統文化の保存・継承と活用

⑤ 海音寺潮五郎記念事業の実施

【施策の方向性】

本市出身の歴史小説家、海音寺潮五郎の遺徳を偲び、偉業を紹介するとともに、本市のPRと文化の向上を図ることを目的として海音寺潮五郎記念事業を例年実施しています。

この中で、「銀杏文芸賞」全国公募事業や、県内の小中高生を対象とした「読書感想文・画コンクール」も引き続き実施していきます。

- 年々活字離れが進んでいるため、郷土の歴史小説家、海音寺潮五郎の作品について、市民への浸透を図っていきます。
- 「銀杏文芸賞」等、海音寺潮五郎記念事業を今後も継続しながら、海音寺潮五郎の偉業を広く紹介し後世への伝承を図っていきます。

【主な取組】

- 「銀杏文芸賞」短歌・エッセイ全国公募事業の実施
海音寺潮五郎記念事業として全国への公募事業として、九州の各図書館や県内の公民館へのポスター配布、伊佐市の広報紙やホームページへの掲載、地域サークル等への周知、新聞紙上への掲載等実施し啓発を図る。
- 「読書感想文・画コンクール」作品募集事業の実施
海音寺潮五郎記念事業として県内小中高生を対象に「読書感想文・画コンクール」作品の募集事業の実施
- 「海潮忌・文学フェスティバル」の開催
海音寺潮五郎の遺徳を偲び偉業を紹介する場として「海潮忌・文学フェスティバル」を開催、「銀杏文芸賞」や「読書感想文・画のコンクール」表彰、審査員の鼎談、講演等の実施
- 海音寺文庫の整理充実
- 海音寺潮五郎作品の映像化作品の上映



海音寺潮五郎記念碑



郷土を舞台にした三部作

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

スポーツ活動を振興し、市民の心身の健康づくりを推進します。

また、各種スポーツ大会の開催により、スポーツ技能向上はもとより、地域への所属意識を高め、住みよい地域づくりに繋いでいきます。

① 各種競技力の向上

【施策の方向性】

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の基本理念には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利である」と明記されています。本市としては、基本理念達成に向け、体育協会やスポーツ推進委員等と連携を図りながら県下周駅伝をはじめ、その他競技スポーツの選手発掘など、組織力の強化、競技力の向上を図ります。

また、平成32年に本県で開催予定の国民体育大会に向けて、現在の小・中学生の競技力向上の一環として、発育・発達段階に応じた選手の育成及び指導者の育成に努めることが必要になってきます。

- 体育協会やスポーツ推進委員等と連携を図りながら、スポーツ選手の計画的な育成と強化を進める団体を支援します。
- 平成32年国民体育大会に向け、学校及びスポーツ少年団等との連携を強化し、基礎体力や競技力の向上に努めます。
- 国民体育大会への力又一競技誘致に向けた活動を展開するとともに、伊佐市力又一協会等と連携を図りながら、高い指導力のある講師を招き、ジュニア選手の発掘・育成を図ります。

【主な取組】

- 県下周駅伝選手の確保
 - ・ 伊佐地区駅伝運営委員会との連携
- カ又一競技の底辺拡大と選手指導者の育成
 - ・ 夏休み体験教室等の開催
 - ・ スポーツ教室の実施
 - ・ 指導者の育成
- 競技別大会の開催及び県民体育大会など、各種競技団体の育成・強化
 - ・ 競技体験教室の実施
 - ・ 体育協会等との連携

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体づくりを図るスポーツ活動の推進

② コミュニティスポーツクラブ支援

【施策の方向性】

現在、本市には「大口健康スポーツクラブ」と「ひしかりがらっぱコミュニティスポーツクラブ」がありますが、拠点となる学校体育施設を中心に、会員である地域住民のスポーツニーズに応じた活動を展開しています。また、健康で生きがいのあるライフスタイルを確立するために、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ環境の整備が必要です。

- 健康的で豊かな生活を送れるよう、地域スポーツ推進体制等の強化を図るとともに、指導者の養成と活躍の場の提供に努めます。
- 老朽化した公共体育施設を安全・安心に利用できるよう整備を図ります。



水中ウォーキング

【主な取組】

- 市民のニーズに対応したスポーツ施設や環境の整備の促進
 - ・ ニュースポーツの普及
- 自主的・主体的な運営のためのコミュニティスポーツクラブの活動に対する側面的な支援の実施
 - ・ 地域スポーツの活性化と高齢者スポーツの充実



ピラティス&ボクソサイズ

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体力づくりを図るスポーツ活動の推進

③ 市民体育祭・ふれあい駅伝・レクリエーション大会等の実施

【施策の方向性】

市民体育祭やふれあい駅伝は、合併後も体育協会やスポーツ推進委員・校区コミュニティ協議会等と連携を図りながら開催されています。また、レクリエーション大会（軽スポーツ大会等）はスポーツ推進委員を中心に手軽にできるスポーツ大会として毎年開催され、市民相互の親睦を図っています。

しかしながら、少子高齢化等に伴い選手確保が難しい校区等もあり、懸念材料はありますが、関係団体とより一層の連携を図りながら、開催できるよう努めていきます。

【主な取組】

- スポーツ団体やスポーツ推進委員等と連携を図り、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず、市民がスポーツに親しむ機会の提供促進
 - ・誰もが参加できるニュースポーツの普及や各種スポーツ教室等を開催
 - ・市民体育祭は、校区コミュニティ協議会等との連携のもと引き続き開催
 - ・ふれあい駅伝の開催
 - 県下一周駅伝選手の掘り起こし
 - 親子等で気軽に参加できるジョギング大会の開催
 - 走る喜びを感じてもらうとともに、競技力の向上にも努める
 - ・レクリエーション大会は、市民誰でも参加できる競技を、スポーツ推進委員を中心に開催



市民体育祭



軽スポーツ大会

第5章 今後5年間に集中して取り組む施策

5 心身を磨き、健康づくり・体づくりを図るスポーツ活動の推進

④ 特色あるスポーツの振興

【施策の方向性】

気軽に楽しめるスポーツとして、ここ数年盛んに行われるようになったパークゴルフは、合併前に湯之尾河川敷に整備された公認コースもあり、市内外から利用者がいますが、まだまだ市民の皆さんに浸透していない現状であり、健康づくりの軽スポーツとしての普及対策が必要になってきています。

また、川内川を利用したカヌー競技場は、国体の九州予選大会や九州冬季合宿、ドラゴンカップなど、カヌー愛好者から好評を得ています。

平成32年開催予定の鹿児島国体では、カヌー競技会場誘致に向け、河川敷周辺の整備が必要になってきます。



パークゴルフ体験教室

【主な取組】

- パークゴルフの普及
 - ・ パークゴルフ体験教室の開催
 - ・ 伊佐市パークゴルフ協会と連携した新規加入者の発掘
- 体育協会等と連携した指導者の育成
- カヌー競技啓発活動の推進
 - ・ カヌー競技会場誘致に向けた実行委員会の設置
 - ・ 市民が気楽に参加できる大会等の開催
 - ・ 児童生徒及び一般を対象としたカヌー体験教室の開催
- カヌー競技場の整備促進

6 安全・安心な給食の提供

市内すべての小中学校に適切で厳正な衛生管理のもと、栄養バランスの取れた安全でおいしい給食を提供するとともに、地産地消を進め、食育の推進に努めます。

① 学校給食センターの円滑な運営

【施策の方向性】

本市の学校給食は、伊佐市立学校給食センター（共同調理場）において、市内すべての14小学校、4中学校、1幼稚園と子ども発達支援センターたんぼぼに、1日当たり約2,400食の給食を提供しています。

これからも給食センターの円滑な運営を心がけ、適切で厳正な衛生管理のもと安全・安心な栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

【主な取組】

- 毎日の作業工程の確実な実施と定時の配送、回収の実施
- 衛生管理の徹底と安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供
- 食物アレルギーのある児童生徒に対応した給食の提供
- 厨房機器等の日常の点検・安全作業の徹底



調理



配送

② 食育の推進

【施策の方向性】

近年、社会環境や家庭生活が大きく変化するなか、児童生徒を取り巻く「食生活」も多様化し、朝食欠食、孤食、偏った栄養摂取、肥満傾向の増加などがみられます。

生活習慣病と食生活の関係も指摘されるなど、食に起因する新たな健康問題が引き起こされています。

現在、学校においては給食を中心に全教育活動の中で食育の指導が行われており、給食センターの栄養教諭が学校を訪問し、教科や学級活動を通じて食育の指導をすることも進められています。

今後も学校においては、全職員が一体となって食育を推進することが必要です。

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活ができる児童生徒を育てていきます。

【主な取組】

- 朝ごはんをしっかり食べるなど、子どものうちから正しい食習慣を身につけるために、学校における給食指導の徹底や栄養教諭による食に関する指導の実施
- 給食センターを視察に訪れる児童や市民に対して試食を通じて栄養教諭による「食」についての指導の実施
- 学校教育活動全体を通じて行う食育
 - ・給食時間における食に関する指導の充実（正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナー等）
 - ・教材等における食に関する指導の充実（全体計画、年間指導計画、栄養教諭の授業参画）
 - ・家庭、地域との連携（啓発活動、情報提供）



小学校の学級活動
「むし歯の予防」授業風景



メニュー 古代米ご飯 さつま汁 牛乳
きびなごのかば焼き みかん

③ 地産地消の推進

【施策の方向性】

本市の子どもたちが、学校給食で食べるごはんについては、伊佐市産米（ヒノヒカリ）を使用しています。

また、野菜についても、収穫が同じ時期になることや、気象条件に左右されやすいこと、生産者の確保、安定的な量の確保など、さまざまな課題がありますが、可能な限り地元産物を優先的に使っていきます。

【主な取組】

- 郷土料理や地場産物を活用した献立の実施
- 試食会、交流給食会を通じた生産者、納入業者との交流の推進
- J Aや生産者等との連携強化



大根を搬入する生産者



人参畑（有機栽培）

7 学校環境の整備推進

安全で学びやすい学校環境を整備するとともに、中学校の再編等、児童生徒の学びを広げ、深める学習環境整備を進めます。

① 適切な学習環境整備のための中学校再編成の推進

【施策の方向性】

中学校の再編成は、生徒の教育環境を整えることを目的とし、専科教員の配置、切磋琢磨する生徒集団及び個性を伸張し、総合的な成長を図る部活動などの育成を図ります。

中学校再編成の基本方針は、「生徒にとってどうか」という視点を基本に据え、伊佐の生徒たちが「生きる力」を身につけ、互いに磨き合い、将来郷土伊佐を誇りと思うことができるように、再編成を実施し「よりよい教育環境」を整えるものとします。

新しい学校づくりに向けては、平成24年度に「伊佐市立中学校再編成準備委員会」を設置し、調査・検討を始めましたが、引き続き27年度開校に向けた準備を進めます。

再編成に係る3つの中学校の閉校にあたっては、閉校記念碑の建立や記念誌の発行等に対する助成を行うとともに、山野中と大口南中の跡地及び施設については、早期に「跡地利活用検討委員会」（仮称）を設置し、検討を進めます。

＜生徒数と学級数の推移＞

H24.4.1現在

| 学 校 名 | 平成13年 | | 平成23年 | | 平成27年 | | 平成47年 | |
|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 |
| 大口中学校 | 365 | 10 | 239 | 7 | 445 | 12 | 289 | 9 |
| 山野中学校 | 110 | 3 | 75 | 3 | | | | |
| 大口南中学校 | 234 | 8 | 149 | 6 | | | | |
| 菱刈中学校 | 291 | 9 | 209 | 6 | 245 | 8 | 129 | 6 |
| 計 | 1,000 | 30 | 672 | 22 | 690 | 20 | 418 | 15 |

【主な取組】

- 中学校再編成の実施
 - 大口中、山野中、大口南中の平成27年3月末での閉校と平成27年4月の大口中央中学校の開校
- 中学校再編成準備委員会の活用
- 大口中央中学校の環境整備
 - 現在の大口中を再編成後の大口中央中学校の校舎として使用するため、必要な教室確保のための施設の増築
- 閉校記念事業助成と「跡地利活用検討委員会」（仮称）の設置

② 学校施設の安全対策と教育環境の整備

【施策の方向性】

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、児童生徒の「生きる力」を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保することが求められています。

老朽化した校舎や耐用年数を超過する学校施設については、日常的な点検に努め、伊佐市立学校施設改築計画に基づき、財政状況を勘案しながら、大規模改修や建て替えも視野に入れた整備を進めます。併せて学校生活の充実を図る施設の整備として、近年の生活スタイルに合わせた小学校トイレの洋式化を年次的に進めるとともに、段差解消やスロープなど学校施設のバリアフリー化に取り組みます。また、児童生徒の学習環境を整えるために、机・イスをはじめとする教育備品や教育設備などの計画的な整備に努めるとともに、備品の適正な維持管理と有効活用を図ります。

学校教育法に基づき設置している伊佐市立本城幼稚園については、小学校へと繋ぐ幼児期の教育を実践するために、園舎及び敷地の適正な維持管理に努めます。

【主な取組】

- 外壁改修による安全性確保と適時適切な維持管理や補修の計画的な実施
- 小学校トイレの洋式化の推進
- 災害時の避難場所に指定されている11の学校の体育館等の洋式トイレの改修の推進
- 机・イス等の教育備品の計画的な更新
- 市立本城幼稚園施設の適正な維持管理の実施



兽木小トイレ

③ 魅力ある高校づくりの支援

【施策の方向性】

本市には、県立、私立含めて3つの高校があります。この3つの高校はそれぞれの特徴を活かした学校づくりを進めています。

伊佐農林高校では、「地域応援団」を結成し、高齢農家の依頼を受けての除草作業の代行や幼稚園、小・中学校と連携した食農教育、伊佐米を始めとする特産物の販売促進を手掛けるなどの活動を行っています。

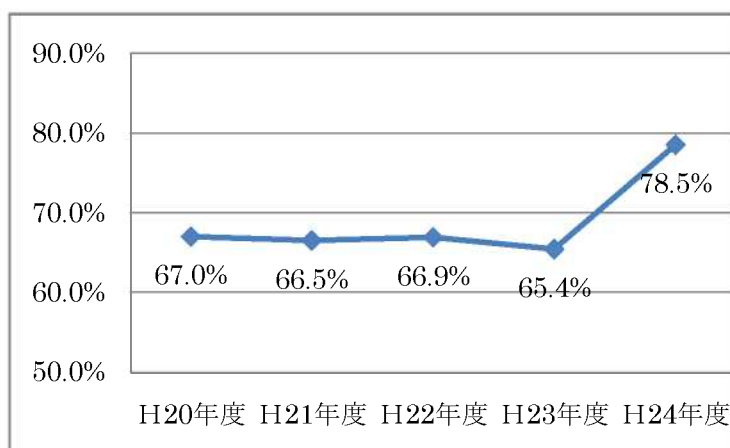
また、大口高校では、進学支援のための夏トライゼミや勉強合宿、大学出張講義など、進学校としての地位確立のための活動を中心に、ラグビー、サッカー、野球など部活動にも積極的に取り組んでいます。

大口明光学園高校では、大学等への極めて高い進学率、英語弁論大会出場など語学教育の充実、スポーツ競技の全国大会出場、吹奏楽部の各種大会出場等の特色ある取組で、市外はもとより県内外からの入学者確保に努めています。

しかしながら、いずれの学校においても児童生徒数の減少の影響などにより、入学者が定員割れの状況にあります。

このような現状を踏まえ、魅力ある高校をつくる取組を支援します。

＜市内中学校から市内の高校へ進学した割合＞



【主な取組】

- 3つの高校が自ら考え、特徴を生かした取組を行う「魅力ある高校づくり」の支援
- 県立高校存続に対する高校再編関係市町村長かごしま県連絡会加盟自治体との連携と「伊佐市県立高等学校存続協議会」の積極的な取組の推進
- 市の誘致学園「明光学園高校」への継続した運営支援

8 人権同和教育の推進

学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的な人権同和教育の充実に努めます。

① 人権問題への正しい認識と理解

【施策の方向性】

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。しかしながら、不当な差別や人権侵害が存在している。

すべての人が幸せな生活を営むために、一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない地域社会づくりを目指します。

また、市民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する正しい理解を深め、非合理的な因習的意識を改め、それを克服できるように様々な啓発活動を推進します。

- 同和問題に対する正しい理解と認識を深めます。
- 学校教育、社会教育をはじめ、差別意識の解消に向けた様々な啓発活動に取り組みます。
- 市民に学びや交流の機会を提供し、対話を通してあらゆる人権問題の環境づくり活動に取り組みます。

【主な取組】

- 人権同和问题啓発強調月間（8月1日～31日）に懸垂幕の設置及び講演会の実施
- 人権作文コンテスト、標語の募集、啓発チラシの配布
- 市内小・中学校の保護者を対象とした家庭教育学級による人権講座の開催
- 各種人権啓発研修会への参加
- 市主催の人権同和教育研修会の開催
- 各種団体機関との連携

② 人権同和教育の充実

【施策の方向性】

人権同和教育は、すべての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まなければなりません。

各学校において人権同和教育を進めるにあたっては、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分認識することが大切です。その上で、人権に関する知的理解を深めさせ、人権感覚を身に付けさせる指導を組織的・計画的に進めることにより、児童生徒が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようになることを目指していきます。

- 学校では、人権に配慮した教育活動を進め、校内暴力、いじめなどの行為が許されないという指導を徹底することで、人と関わる力や規範意識を培い、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境の確保に努めます。
- 教職員の人権意識の高揚と資質向上に努めるとともに、人権同和教育の指導内容及び方法等の工夫・改善に取り組みます。
- 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校・家庭・地域等が緊密に連携し、積極的に人権同和教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の人権尊重精神の高揚を目指した、発達段階に応じた人権同和教育の推進
 - ・ 人権同和教育の年間指導計画の充実
 - ・ 参加型学習の活用や研究授業等を通じた指導方法の工夫改善
- 教職員の人権意識の高揚や指導者としての資質の向上
 - ・ 児童生徒の人権が尊重される授業づくり
 - ・ 同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい認識と理解を深める研修の推進
 - ・ 校外の人権同和教育研修会への全職員の計画的な参加と研修内容の還元

第6章 計画の実現に向けて

教育行政の着実な推進

教育委員会の体制を充実させ、市民の期待に応える教育行政を展開するには、最終的には、その活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員及び教育委員会の事務局職員や指導主事などの専門的職員の資質向上に努め、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

連携と協力による計画の推進

教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域・企業・各種団体等は大きな役割を担っており、相互に緊密な連携をとり互いに協力して取り組むことが必要です。

さらに、近年の多岐にわたる教育課題に対応するために、市長部局はもちろんのこと、国・県、及び関係機関との連携・協力は欠かせないものとして、本計画実現のために積極的な推進を行います。

計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、この計画は10年間の基本計画及び前期5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要性が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行います。